

平成25年第4回土別市議会定例会会議録（第2号）

平成25年12月10日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 3時38分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（19名）

副議長	1番	岡崎治夫君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	菅原清一郎君
	13番	井上久嗣君	14番	岡田久俊君
	15番	田宮正秋君	16番	遠山昭二君
	17番	山居忠彰君	18番	斉藤昇君
議長	19番	神田壽昭君		

---

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長（併） 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君	市民部長	大崎良夫君
保健福祉部長	池田文紀君	経済部長	林浩二君
建設水道部長	小山内弘司君	朝日総合支所長	佐々木勲君

---

市立病院局長 三好信之君

---

教育委員 会長

尾崎 学 君

教育委員 会長

安川 登志男 君

教育委員 会長  
生涯学習部

古川 靖弘 君

---

農業委員 会長

松川 英一 君

農事業務局 局長

秋山 照雄 君

---

監査委員

吉田 博行 君

監査事務局 局長

石川 誠 君

---

**事務局出席者**

議会事務局 局長 石川 敏 君

議会事務局 総務課 局長 浅利 知充 君

議会事務局 総務課 主幹 岡崎 忠幸 君

議会事務局 総務課 主任主事 御代田 知香 君

議会事務局 総務課 主任主事 榎木 孝士 君

---

(午前10時00分開議)

○議長（神田壽昭君） ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

---

○議長（神田壽昭君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（石川 敏君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（神田壽昭君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された議員は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

17番 山居忠彰議員。

○17番（山居忠彰君）（登壇） おはようございます。

平成25年第4回士別市議会定例会に当たり、通告に従い一般質問を行いたいと存じます。

師走を迎えて何かと慌ただしい中、この1年間を振り返って、可能な限りの点検と検証をしなければならぬ時期になってまいりました。実に悲喜こもごもの本年もまた内外ともに激動の1年と言えるのだと思います。

特に、米国が強引に進める環太平洋連携協定（TPP）やグローバル化に対応する攻めの農政改革について、さらには特定秘密保護法成立など、この国のあり方についてさえも驚くばかりの拙速かつ不穏な動きが見られ、年の瀬を控え極めて緊迫した情勢になってまいりました。このような中、地方自治体もまた疾風怒濤に立ち向かわなければなりません。2期目の士別丸のかじ取りを担われる牧野市長に、この機会に改めて祝意と敬意を表するとともに、今後の御活躍を御祈念申し上げる次第でございます。

さて、最初の質問は、ひとり歩きした減反廃止報道と、農林水産業・地域の活力創造プランについてであります。

TPP交渉が年内妥結、最低でも暫定合意に向け、最大の山場を迎え難航しておりますが、秘密の本交渉と二国間並行協議及び官邸主導の規制改革、国家戦略特区という三本の毒矢によって、今私たちが最も大事なものと考える国家主権、命と暮らし、メディア、JA・農業、議会制民主主義の5つの宝が危機にさらされています。政府は、農業重要5品目や国民皆保険制度など聖域確保を最優先とし、守れない場合は脱退も辞さないとしておりますが、実際は強い交渉力とはかけ離れた、譲歩に譲歩を重ねる極めて瀬戸際の危うい交渉を続けていると言わざるを得ません。

一昨日、本市でもTPPから即時脱退を求める士別市民集会が開催されましたが、まずもって、農業が基幹産業の市長の現状認識と危機意識からお伺いいたしたいと存じます。

そもそも政府の影響試算が甘いと思いませんか。農林水産物は3兆円の減とするだけで、関連産業の試算が全くないのです。また、雇用についても、1人たりとも失業者は出ないとしています。更に、GDPが0.66%、3.2兆円増えるとしています。これに対し、大学教員900人の試算では、関連産業も含め11.7兆円の減、家計所得は1.8兆円減となり、全産業で190万人、農林水産業では146万人が失業するとしています。そして、GDPは0.1%、4,900億円マイナスになるとはじき出しているのです。また、318人弁護士ネットも、ISDは憲法41条の国会の地位立法権や76条の司法権に抵触すると警告しています。本道稲作はもとより、輪作ローテーションを守る畑作もドミノ崩壊し、酪農との耕畜連携は分断されることとなります。結局、農業王国の北海道が最大の被害者になってしまいます。今、改めて農業だけではなく、金融、経済、医療、福祉、教育、文化、公共事業、食の安全・安心なども含め、広く本市に与える影響、独自の試算額や懸念される問題点をどう捉えておられるのか、この際お聞かせいただきたいと存じます。

次のターゲット、標的はJA・農業改革であります。TPPに乗り、規制改革を進める数の暴走が懸念されます。強まる政官財一体の新自由主義路線は、もはや民主主義の域を逸脱しているようにも見えます。安定政権も裏を返せば、官邸主導の諮問会議政治であり、成長戦略に名をかりた農業・JA攻撃と言えます。伝統ある自民党農林部会も、農林水産戦略調査会も、農業基本政策検討プロジェクトチームさえも、政府の規制改革や産業競争力会議の後塵を拝しているのです。JAを初め主要な農業団体を蚊帳の外に置いた農政大転換、農政抜本見直しはいかにも異様な光景に映ります。ここに来て本格議論と結論は半年間先送りとなりましたが、これらの動きに対する全国や全道及び道北市長会として見解は出ているのでしょうか。また、市内の各農業団体と建設的に意見交換をなされておられる牧野市長御本人の御所見もぜひお聞かせください。

この秋、減反廃止の報道がひとり歩きしました。喜びの収穫が終わったばかりの農村に激震が走り、農業者はいわれようのない不安と混乱に包まれました。農水省は減反廃止に一切言及しておらず、取材記者の誤認による報道と判明いたしました。また、政府首脳も報道の6割は誤報であると指摘をいたしました。

なぜこのようなことが起きたのでしょうか。減反という言葉は既に死語で、現在は需要に見合った生産調整をしているのであります。これはTPP妥結が迫る中、国際競争力を高めるためと称し、生産調整の見直しなど、農政大転換の大なた振るいを官邸、産業競争力会議が強力に主導したためでありました。過去の食糧管理法や農業基本法の歴史、さらには現在の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律や、食料・農業・農村基本法の背景と経緯を全く無視したばかりか、財界人を利用した暴走とも言える短期決着を狙ったものであります。

戦後農政の根幹を大きく変える大転換であるにもかかわらず、理念や制度設計の全体像が不鮮明なまま、結論ありきで進められることに違和感を覚えます。政府は、もっと農業関係者や団体、都道府県や市町村などへの説明と協議を十分な時間を割いてやるべきであります。現

場の合意と納得がなければ、農業の将来像は描くことができません。これらの急激かつ過激な動きを、かつて米の生産高日本一を誇った士別市としては、どのように受けとめたのでありましようか。

新たな水田政策の全容が固まりました。生産調整や経営所得安定対策の見直しが主眼であります。

1つは、条件つきで、5年後に米の生産数量目標配分をやめ、生産調整を生産者や生産団体に委ねるというもので、従来の国による需給調整の責任を放棄するに等しいものであります。当然ながら価格暴落の懸念は残ります。また、一連のセンセーショナルな報道で、生産現場に大きな不安と困惑と混乱をもたらしたことも大いに遺憾でありました。

もう一つは、戸別所得補償制度を廃止して、転作作物への助成で、米の生産調整を行う自民党農政の王道に戻るということであります。

そこで、気になるのが、本市における米の生産調整取り組み実態の現状と問題点及び今後の対処法ということになりますが、この点、どのように押さえた、また、考察しているのでありましようか。

水田フル活用として誘導していく飼料用米、米粉用米であります。過去に本市での作付実績があるのでしょうか。今回の政策転換の実効性確保には450万トンもの潜在需要があるされ、助成を拡充した飼料用米の生産拡大が成否を左右する鍵となるわけであります。とはいえ、TMRセンターが完備された本市において、果たして養豚、養鶏や畜産側の受け入れ体制や乾燥、調整、流通、保管の仕組みといった環境整備に加え、品種特性、栽培技術も含め、先の読めない急な増産が可能なのでありましようか。絵に描いた餅になりはしないか大いに心配であります。むしろ本市では、ビートや麦、大豆、ブランド野菜などでの産地交付金確保に大きな力を注ぐべきではないでしょうか。

日本型直接支払制度が新たに創設されました。農業・農村の多面的機能を評価するもので、ガット・ウルグアイ・ラウンド以来、20年に及んで農村現場の生産者たちが要望してきたものであります。地域の農業者が活動組織をつくり、維持管理の目標を含む協定を市と交わすこととなります。交付金は地方の持ち出しもあり十分な配慮が望まれるわけですが、しっかりと対応していただきたいと思えます。新設の農地維持支払はともかく、現行の農地・水保全管理支払を組み替えた資源向上支払はハードルが高く、市も本腰を入れた取り組みをしていただきたいと存じます。

同時に、中山間地域等直接支払や環境保全型農業直接支払は、現在の基本的枠組みが維持されることになりましたことから、より取り組みの中身を拡充すべきと思えますが、いかがでありましようか。

農林水産業・地域の活力創造プラン策定が11月末の予定でありましたが、12月に先送りされました。TPP交渉妥結の行方をにらんでいるからであります。本日10日に公表予定と聞いていますが、今月初めに出了された素案が今私の手元にございます。農林水産業・地域の活力創造

本部の議論は、攻めの農林水産業推進に尽きるわけでございます。日本の農林水産業を産業として強くしていく取り組みと、地域における多面的機能の発揮を図る取り組みの両者を車の両輪として一体的に進めるという考え方はよいと思います。

しかし、日本最高戦略に結びつけ、成長産業とすることにはいささか無理があるのではないのでしょうか。今後10年間で担い手を倍にし、農林水産物の輸出を倍にして、6次産業化の市場規模も10倍にして、農業・農村の所得を倍にするとか、企業の参入で合理化し、コストを4割削減するなど聞くと、眉をひそめてしまいます。全体のパッケージは府県仕様であって、北海道には向いていないのではないかと思えるものばかりであります。政権交代の都度新しいプランが出てまいります。本市の農政は中長期的展望を見据えたとき、このプランとどうつき合っているかとしているのでしょうか。

士別市農業・農村活性化計画の第2期計画は、今年度から29年度までの予定で推進されることになってございます。激変する国内外の農業情勢や本市農業の現状と課題を踏まえ、士別市総合計画や既存の関連計画等とも整合性を持ちながら施策を総合的に進めようとする、いわば大変な力作であります。どんなに時代が変わろうとも、農業の役割が食料の安定供給や多面的機能の発揮と農業・農村の持続的発展であり、そのために本来あるべき農政の姿を追求することにも何ら変わりはありません。

しかし、急激なグローバル化や大震災、原発事故、食糧事情の大変化、さらなる政権交代による戦後農政の大転換など、目まぐるしく移り変わる情勢の中で、本市の農業・農村活性化計画に何らかの影響があるのではないかと感じてしまいます。実施に当たっては、できるだけ柔軟な対応を望みますが、いかがなものでしょうか。

次の質問は、今月5日夜の参議院本会議で関連法案が可決成立した農地中間管理機構、農地集積バンクと……

(発言するものあり)

○議長（神田壽昭君） 一括でないですね、一問一答ですね。

○17番（山居忠彰君） はい。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） おはようございます。

山居議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に、私からTPP交渉について答弁申し上げ、生産調整と経営所得安定対策の見直し及び農業・農村活性化計画への影響については、経済部長から答弁申し上げます。

本年2月に安倍首相は、日米首脳会談後の記者会見において、TPP交渉参加に関し、聖域なき関税撤廃が前提ではないことが明確になったと参加表明し、その後、7月のマレーシアで行われた第18回の交渉会合に初めて参加して以降、8月のブルネイで行われた閣僚会合や9月から実施された首席交渉官会合等、断続的に交渉が行われており、先週7日からシンガポールで始まった閣僚会合が交渉の山場となっております。

これまでの交渉作業では、ビジネスマンの一時的入国の簡素化や越境サービスなどの分野は、最終的な詰め段階まで議論が進んでいると言われていたのですが、焦点の物品市場アクセスをめぐっては、日本は米など重要5品目の農産物の関税を維持することを主張しており、これに対し、全品目の関税撤廃を求める米国やオーストラリアなど、高レベルの自由化を目指す参加国では厳しい反応を見せております。また、その他の交渉においても、新薬の特許や著作権の保護期間を定める知的財産等も含め対立が解消されておらず、本日中の交渉妥結は難しいものと言われておりますが、今後も事態の推移を注視していかなければならないものと考えております。

そこで、現状認識と危機意識についてであります。

T P Pが本市を含めた道北各地域に深刻な影響を及ぼすことが懸念されることから、本年3月には和寒町と剣淵町に呼びかけて、1市2町の緊急総決起大会を開催し、更に、6月にはT P Pから上川地域経済を守る総決起大会の開催を呼びかけ、多くの市民とともに参加してきたところであります。

更に、道北市長会が開催された際には、私から、北海道市長会としての意思を示すためにも、特別決議をするよう申し入れを行い、函館市で開催された市長会総会において、環太平洋連携協定（T P P）に関する決議が採択され、政府や関係国会議員に対する要請が実施されたところであります。

また、一昨日の8日、士別市農業経営確立対策協議会が主催したT P P交渉からの即時脱退を求める市民集会が200名を超える参加のもと開催されました。

T P P協定交渉参加の問題は、関税だけではなく非関税障壁として、医療制度や医薬品の認可、金融、保険などのサービスの自由化、遺伝子組み換え作物など、食品の安全基準や表示問題等の食の安全・安心、公共事業の入札制度や雇用など、国内制度の規制緩和や撤廃を求めるもので、日本の国の形を変えてしまうほどの大きな問題であり、国民一人一人の命や暮らしをも脅かすおそれがあります。特に、基幹産業が農業である本市にとっては、地域経済と安定した社会基盤が根底から失いかねないという重大な危機感を持って、これまで対応してきたところであります。

次に、T P Pが本市に与える影響についてであります。北海道の考え方を基本に、平成24年の農業産出額をベースとして影響額を試算したところ、米で16億4,400万円、小麦で16億4,100万円、てん菜で6億6,700万円、乳製品で8億7,100万円、牛肉で20億7,900万円、豚肉で7億1,200万円など、合計で77億7,700万円となり、また、農業関連産業では57億3,200万円、合わせて本市の農業関係の影響額は135億900万円と試算したところであります。

また、山居議員のお話にもありましたとおり、重要5品目の関税が撤廃された場合には、本市の畑作の輪作体系は崩壊し、他の作物の生産にも大きく影響を及ぼすとともに、酪農の飼養頭数の減少が懸念されますことから、耕畜連携の維持も難しくなると考えており、危機的な状況になると懸念しております。

次に、全国や全道の市長会の見解と所見についてのお尋ねであります。

北海道市長会では、北海道農業・農村確立連絡会議の構成メンバーとして、4月の衆参両院農林水産委員会の決議である米、小麦、砂糖、でん粉、乳製品、牛肉等のいわゆる重要5品目とともに、小豆やインゲン等、本道の重要品目を関税撤廃の対象から除外することや、国民に情報提供を行うとともに、国民各層の意見をしっかりと聞き、国民的議論を行うことなどについて、10月にTPP協定に関する緊急要請書として国に対し提出したところであります。また、11月13日には、全国市長会経済委員会においても、TPP協定交渉については、我が国の農林業や地域経済に深刻な打撃を与える懸念もある旨など、新たな農業政策に関する意見を表明し、要請活動を展開したところであります。

私は、今後も食糧は人類を救い、農業は国家を救うの言葉どおり、日本の豊かさは農業の懐の深さにありますことから、北海道市長会等、あらゆる機関、団体や市民と連携し、日本の国益や主要農畜産物の聖域が守られない場合には、TPP交渉から速やかに撤退することなど、毅然とした姿勢で臨むよう強く求めてまいる考えであります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から、生産調整と経営所得安定対策の見直しと、士別市農業・農村活性化計画への影響についてお答えいたします。

山居議員のお話にもありましたとおり、士別市では昭和43年に米53万俵を超える出荷高となり、日本一となった米どころであります。昭和45年からの国の生産調整に伴い2,050ヘクタールが休耕田となり、その後、40年を超える期間、他の作物に転作するなど、生産者は新たな作物の農業技術の向上に研さんを重ね、また、農業機械や施設等への投資も行うなど、大変苦勞をして農業に取り組んできた地域であります。

こうした中で、政府は米の生産調整の廃止を柱とした農政改革を打ち出し、特に、これまで生産調整に協力してきた農家に支払われていた定額補助金を26年産より半額とし、5年後の30年産からは廃止しようとするものであります。この改革により、生産者が需要を見ながらどのような米を幾らつくるかなど、生産する量や作付方針をみずから決めるようにすることで生産者の経営の自由度が拡大するとしていますが、一方で、価格が暴落し、北海道のような大規模な米専業農家ほど打撃を受ける可能性もあるなど、国民的議論が不十分であり、具体的な課題の整理がなされないまま拙速に進められたことに不安を感じるものであり、特に、稲作を基幹作物として発展してきた本市にとりましては、先行きが不透明なため、大きな懸念を抱いているところでもあります。

次に、米の生産調整についてであります。

生産調整については、北海道から示された生産数量目標を本市の換算面積に置きかえて、各生産者の前年水稻作付実績を基準とし、更に、各農家の作付意向も確認し、これをもとに配分するもので、決定には市を初め農協や商系及び農民連盟等で構成する士別市農業再生協議会で



協議の上、決定しており、29年産までは、これまでと同様な手法で各生産者の水稲作付面積を配分していくことから大きな混乱は生じないものと考えますが、その後は生産者等がみずから判断して作付内容を決定するという事となるため、需給のバランスが崩れ価格が暴落した場合、本市にとって大きな打撃を受ける状況も想定されます。

次に、産地交付金についてであります。

これまでの産地資金は、水田活用の直接支払交付金として、地域の実情に即して戦略作物の生産性向上等の取り組みや地域振興作物等に対して支援が行われ、助成単価や取り組み内容については、士別市農業再生協議会で決定し各生産者に交付されておりました。新たな経営所得安定対策では、地域の裁量で活用可能な産地交付金が創設され、各地域で策定する水田活用フルビジョンに基づき、地域の特色ある魅力的な農産物の産地を創造するため助成内容を充実するとしておりますが、詳細な制度の内容がいまだ明らかになっておりません。

一方、飼料用米等はこれまで本市において作付の実績はありませんが、取り組むとした場合は、販路の確保と施設整備や新たな品種導入など検討しなければならない課題も多くあり、今後、農協などと連携を図りながら対応に努めてまいります。

次に、日本型直接支払制度についてであります。

現在の制度は、農地・水保全管理支払交付金と、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援対策により実施されておりましたが、議員のお話のとおり、中山間地域等直接支払と環境保全型農業直接支援対策については、基本的な枠組みを引き継ぐこととされておりますが、農地・水保全管理支払交付金については、農業・農村が有する多面的機能の維持発揮を図るため、新たな日本型直接支払制度（多面的機能支払）として創設されるものであります。

この内容は、地域内の農業者等で構成する活動組織が農地を農地として維持していくため、農地の保全管理や水路の泥上げ、農道の草刈りなど多面的機能の維持・発揮を支える地域活動に対し支援する農地維持支払が新設されるとともに、農業施設の軽微な補修、良好な景観形成等の農業生産資源や農村環境の質的向上を図ることと、防災・減災の強化や農村環境保全の幅広い活動の展開等を支援する資源向上支払から成り立っており、活動組織への交付財源は、国と地方であわせて交付することとされております。この負担割合につきましては、まだ明確になっておりませんが、新たな制度が円滑に推進するためにも、地方負担に対して適正な財政措置が講じられることが重要であると考えております。

本市では、これまで中山間地域等直接支払交付金を活用して、耕作放棄地の発生防止や健全な農業生産活動を維持していくことを目的に、暗渠や心土破碎などの小規模土地改良事業や堆肥施用、休閒緑肥などに対する生産性持続促進活動事業等を実施し、成果を上げているところであります。

また、農地・水保全管理支払交付金は、市内13組織が共同活動支援に取り組み、そのうちの5つの組織では、向上活動支援に取り組んでおり、これらの事業により環境の保全活動と用排水路、農道などの施設の長寿命化のため、補修更新等を各活動組織が独自に工夫を凝らし、実

施しております。

更に、環境保全型農業直接支援対策については、平成23年度からは有機農業など環境保全活動に取り組む農業者に対して交付金が交付されております。これまで実施してきたこれら3つの直接支払交付金については、本市農業・農村の持続的な発展に大きく寄与しており、重要な事業であると考えておりますことから、新たに創設される日本型直接支払制度についても、農業者等に対し十分説明の上、円滑な事業推進に努めてまいります。

このたびの農政改革により、米の生産調整の廃止と経営所得安定対策の見直し及び新たな日本型調整支払制度の創設など、次年度からは農業政策の大転換期を迎えることとなりますが、本市農業・農村の持続的な発展を目指し、農業者に混乱が生じないよう農業関係機関、団体が連携を強化する中で適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、士別市農業・農村活性化計画への影響についてであります。

12月2日、政府が今後の農林水産政策の指針となる農林水産業・地域の活力創造プランの素案を示しました。その柱は、農産物の需要拡大と需要と供給をつなぐ機能発揮、さらには多面的機能の維持・発揮と生産現場の活力強化により、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現を目指すこととされております。農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増する目標を改めて示しており、このプランに基づき、今後、食料・農業・農村基本計画について、平成27年3月改定に向け検討を進めることとされております。プランの素案では、項目を立て、JAの役割を明記されており、販売力強化や6次産業化を促進する自己改革を促すとしており、事業・組織のあり方について見直しの検討も進めることとされております。

また、需要拡大では、輸出促進のほか、加工・業務用介護食品や薬用作物など、国内需要開拓の必要性を指摘し、これらの前提となる食の安全対策も推進するとともに、需要と供給をつなぐバリューチェーン、いわゆる価値連鎖の構築など、6次産業化による付加価値向上を図るとしてあります。

一方、多面的機能の維持・発揮では、日本型直接支払制度の創設を柱に、福祉や教育、観光など、関係各府省連携による農山漁村の活性化にも取り組むとともに、生産現場の活力を強化するため、新設される農地中間管理機構による担い手の農地集積を進め、さらには経営所得安定対策の見直しでは、麦、大豆、飼料用米などの専作化や生産調整の見直しなどの改革を目指すとしてあります。今後は国の規制改革会議や産業競争力会議の検討も踏まえ、来年6月までに同プランを改定する方針を示しております。

そこで、このプランとどうつき合っていくのかとのお尋ねではありますが、本市は恵まれた土地資源を生かし、大規模で専門的な経営体を主体とする農業が展開されており、食料供給基地として良質な農畜産物を安定的に供給し、我が国の食料自給率の向上に大きく貢献していますことから、今後も本市農業・農村が維持発展するよう、必要な国の事業を活用してまいりたいと考えております。

次に、士別市農業・農村活性化計画への影響についてであります。

これまで、本計画は、第1期計画の柱として、農業の原点である土づくり、人づくりと農業所得の向上に向けての収量アップを基本としながら進めましたが、農村部の人口減少に伴い、農村コミュニティ機能の低下が危惧されていることを踏まえ、活力ある農村づくりを新たな柱の1つに加え、足腰の強い農業・農村を目指し、本年度から第2期計画がスタートしたものであります。

したがって、安全・安心で収益性の高い魅力あふれる農業の確立に向けての土づくりの推進や各農畜産物の振興、さらには経営の効率化や経営の多角化等による担い手の確保と安定的な経営体の育成、自然と調和した農業・農村の確立、活力ある農村の構築など、活性化計画における基本的な推進方針は影響しないものと考えております。

平成30年産から米の生産調整が廃止されるため、こうしたことも視野に入れながら、今後計画していた国の事業についても、メニュー等の変更が生じますことから、可能な限り柔軟性を持って対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 山居議員。

○17番（山居忠彰君） 1点だけ再質問させてください。

産地交付金、まだこれ仮称なんですけれども、今現在の産地資金が横滑り、横スライドするということになってございます。これは地域の裁量で活用可能な交付金ということになります。麦、大豆を含め、土別独自のものということで、独自に使えるものの、これ地域の作物振興設計図ですね、これ水田フル活用ビジョンというのを設計していくわけなんですけれども、その辺のところはどのようにつくっていくというふうに考えているわけですか。

○議長（神田壽昭君） 林部長。

○経済部長（林 浩二君） 再質問にお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金、いわゆる産地資金の活用についてでございますが、現状で申し上げますと、市内では約10億9,000万円がこの産地交付金に用いられております。基本的な枠組みの決定につきましては、先ほどお答えしたとおり、土別市農業再生協議会のほうで決定していくこととなりますけれども、やはり地域農業者にとって、この交付金がいかにいいものになるように、例えば、これまでの話し合いの中でも、例えばソバの取り扱いについては、さまざまな議論があったところでございます。今年の見直しについては、ソバを少し減額して、ほかの作物につけようという話がこの協議会のほうで決定された経過がございますので、次年度以降についても、土別市の農業にとって高収益的な作物のほうへつけられるような考え方を基本に、この協議会のほうに御相談させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（神田壽昭君） 山居議員。

○17番（山居忠彰君）（登壇） 大変失礼をいたしました。

次の質問は、今月5日夜の参議院本会議で関連法案が可決成立した農地中間管理機構、農地

集積バンク等、人・農地プランについてであります。

13年度補正で前倒して、今年度中にも機構を動かそうとしてございます。次から次へと矢継ぎ早に打ち出される農政改革にあわせ、政府の規制改革会議が農地の活用、保全の観点から、農業委員会のあり方を検討しました。しかし、改革ありきの論調が続き、個人所有と公共的性格をあわせ持つ、農地を扱う万人の現場の難しさは理解されず、全くもって現場不在の規制改革論議と言わざるを得ない状況が続きました。府県向けの感が拭えず、十分な機能を果たしている北海道の農業委員会にとっては困惑する指摘ばかりでありました。しかし、論外の意見はともかく、地域の農地に関する知見を有効活用して、農地保全の取り組みを一層強化することは極めて重要で、むしろこんなときだからこそ改めて土別市農業委員会の優良農地確保に向けた大きな役割を再確認したいと存じます。

まず、組織面、構成面で平成21年の農地法改正による委員会活動への影響や、本市耕作放棄地の確定面積と、その解消策、電子化や法制化が進む農地基本台帳の扱い、更に、農業委員会等に関する法律第6条3項に基づく政策提案である建議や諮問に応じた答申の最近の状況についてお聞きしたいと存じます。

農地中間管理機構（農地集積バンク）の制度については、農水省が当初示していた検討方向は二転三転いたしました。政府の産業競争力会議と規制改革会議の提言を優先して反映させたからであります。当初は認定農業者や人・農地プランで位置づけた担い手などの情報を集めた上で募集するというものでしたが、一旦否定された上で最終的には肯定されました。農業委員会不要論も出ましたが、基盤法に定める市町村長による農地利用集積計画との整合性を図るためにも、農業委員会の存在は必要不可欠だということになりました。企業の論理ばかりが優先されると、我が国の農業は破壊されることになってしまいます。

そこでお尋ねしたいのが、本市における人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の進捗状況であります。

今日の農業が、高齢化や担い手不足など厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。地域の人たちが集まり、5年後、10年後の展望を描き、未来の設計図を作成することは大きな前進でもあります。検討会の審査の結果、適当と判断されたプランの数はどのくらい積み上がったのでありましょうか。更に、青年就農給付金の申請と給付の状況、農地集積協力金やスーパーL資金、経営体育成支援事業の該当者はどの程度までになったのでありましょうか。加えて、本市として、農地中間管理機構の進め方に対して、どのように応じていこうとしているのでありましょうか。また、機構の設置に伴い、従来の農地保有合理化法人制度が廃止になりますが、これまでの役割や実績をどう評価しているのでしょうか。今後、農地利用集積円滑化事業への影響はあるのでしょうか。これらの疑問についてお教えいただきたいと存じます。

農地法では、その第3条で、耕作目的の農地等の権利移動に規制を設けてございます。全部耕作要件、常時従事要件、加減面積要件、地域調和要件などあります。地域調和要件につい

ては、周辺の農地等の効率化、総合的利用に支障がないこととされています。地域の理解と協力のもとに、農用地利用集積と遊休農地対策を進めるのが大原則であります。農地中間管理機構の機会均等、自由参入の考えとは認識に大きな違いがあるように見えます。最終局面で人・農地プランと機構による農地集積を連動させることに修正されましたが、特に、この点につき、現状と将来を見据えた農業委員会会長の御所見をお聞きいたしたいと存じます。

急進的な農地行政の見直しは、農業・農村現場の実態と大きく乖離したもので、これまで地域農業を支えてきた関係者の取り組みを阻害するばかりか、窮地に追い込むことにもなりかねません。一体何のための、誰のための改革なのか、地域の担い手や若者の未来に夢と希望が持てる農業の実現に向け、土別市の農地行政は慎重かつ総合的な視野に立って進められることを切望いたすものでございます。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 松川農業委員会会長。

○農業委員会会長（松川英一君）（登壇） おはようございます。

山居議員の御質問にお答えをいたします。

私から、優良農地の確保と農業委員会の役割について答弁申し上げ、農地法の地域調和要件との関連については事務局長から、現在における人・農地プランの達成度につきましては市部局から御答弁申し上げます。

今回、国が創設をいたします農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンクにかかわって、優良農地の確保と農業委員会の役割について御質問がございました。本市の農業は基幹産業として今日まで繁栄してきたところであり、農地は貴重な財産として土づくりなどの取り組みが行われる中で、しっかりと耕作し守られてきたところでございます。

私ども農業委員会は、今日まで農業委員が一丸となって、こうした優良農地を保全していくために、地域の担い手を育てながら農地の利用調整に対応してきており、加えて、農地パトロール等の実施により、耕作放棄地の発生防止や農地の適正管理に向けた取り組みを行ってきたところであります。

そこで、山居議員のお話にもございましたように、国が農地中間管理機構を創設するに当たり、規制改革会議において、この機構が新たに農地を貸し付けする場合、農業委員会の法的関与は一切認めないといった農業委員会の組織そのものを排除するような意見が出されたところであります。このため、私ども農業委員会の系統組織である全国農業会議所が地域農業を支えている現在の認定農業者等の取り組みに関する評価と配慮が欠落していると、更に、農業・農村の現場実態から著しく乖離した内容と言わざるを得ないとして断固抗議する声明を発表したところでございます。

このような状況から農水省といたしましても、農業委員会は市町村の独立委員会として農地に関する業務を行っており、農地に関する全ての情報が集まっている。したがって、市町村と連携して機構の業務に協力することが必要である。特に、賃借権の内容や存続期間などを定める農用地利用配分計画を作成するに当たって、農地の地番、所有者等の情報を正確に把握し、

加えて、地域の農業の実態に一番詳しい農業委員会の協力は必要不可欠であるとして、農業委員会の役割も位置づけされたところでございます。

そこで、農業委員会の優良農地に向けた役割についてのお尋ねであります。

まず、平成21年の農地法改正による農業委員会活動への影響についてであります。

この改正は、食料自給率の低下や経営者の高齢化に伴う離農、さらには耕作放棄地の拡大等を背景に、貴重な資源である農地の利用を促進する必要があるとの観点から、政府は、この農地制度について、これまでの自作農主義、いわゆる所有権にこだわることなく、農地の適正な利用が図られることを基本とする制度へ再構築するものとして農地転用の規制強化とあわせて、一般企業の参入による利用権を認めることとなったところであります。農業委員会といたしましては、この法改正を踏まえ、新規就農や企業参入についても、新たな農業のパートナーとして支援をしているところでございます。

そこで、本市ではこれまで市内企業の農業への参入が1件ございました。この企業の参入に当たっては、農業委員会において、農業生産技術の有無や地域農業への理解、協力関係の構築など、農業に参入するための企業理念について、しっかり審査したところであり、現在、てん菜を約2ヘクタール作付しており、本市のてん菜振興に貢献をいただいているところであります。

次に、耕作放棄地の面積と解消策についてであります。

本市の耕作放棄地の面積は、平成20年度に調査し約25ヘクタールを認定いたしました。この調査後、市において耕作放棄地解消計画を策定し、農業関係機関や団体で構成する土別市担い手育成総合支援協議会が、この解消に向けて現地調査や地権者との協議等の活動を実施し、約5ヘクタールが農地として利用が再開され、現在耕作放棄地の面積は約20ヘクタールとなっているところでございます。現在もなお毎年農業委員が中心となり実施しており、全農地を対象とした農地パトロールにより、農地としての保全管理と有効利用、更に耕作放棄地を未然に防止する活動を続けているところであります。

次に、農地基本台帳についてであります。

今回の農地中間管理事業に関する法律制定に当たり、農業委員会は1筆ごとの所在、地番、地目、面積を初め、所有者や借受者、貸借期間、地図情報を装備した台帳を電子データとして整備することが位置づけされることとなりました。しかしながら、本市の農地基本台帳は、既に平成13年度より電子化を進め、中山間地域等直接支払制度に伴う航空写真データなどを取り込み、さらには定期的にデータ更新やシステムの改善を図っており、この法律に定める内容は満たしているものと考えております。

また、台帳内容の公表や情報の内部での有効利用についても法律にうたわれておりますが、このことについても、生産調整担当との連携など既に実施している部分もあり、今後とも個人情報保護も加味した上で円滑に運用してまいりたいと存じております。

次に、農業委員会の建議や諮問に応じた答申の最近の状況についてであります。

当農業委員会におきましては、活動計画を策定する政策委員会、広報紙発行のための編集委員会と同様に、特別委員会として建議委員会を設置して、毎年建議をいたしているところであります。

先般、牧野市長に対しまして、平成26年度農業振興施策に関する建議を行ったところであります。その内容は、国・道に関する要望8項目と市に対する要望5項目でございます。国・道に対する要望については、農業委員会系統組織である北海道農業会議と連携を図る中で、全国農業会議所を通じて要請をいたしているところでありますが、市理事者におきましても、あらゆる機会を通じて要請をしていただくよう要望いたしました次第であります。市に対する要望といたしましては、担い手の育成対策や有害鳥獣駆除対策など、いずれも農業者が農業の持続的な再生産を可能とすべき内容といたしているところでございます。

以上、申し上げてまいりましたが、山居議員のお話にもありましたように、矢継ぎ早に打ち出される農政改革の中にあって、目まぐるしく変化する農業情勢ではありますが、私ども農業委員会は冒頭申し上げましたように、農業、農民の代表機関としての役割と期待を裏切ることのないよう、地域財産でもあるかけがえのない農地と担い手をしっかりと守り、意欲ある農業者が力強い農業経営を確立し、農業という職業を通じて、活力ある地域の構築を目指して今後とも活動してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 秋山農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秋山照雄君）（登壇） 私から、農地中間管理事業の推進に関する法律と農地法における地域調和要件の関連についてお答えをいたします。

議員お話のように、農地法では農地の移動に当たり、地域の資源である貴重な農地を優良な状態で確保し、効率的な活用を図るため、さまざまな要件により制限をいたしているところがあります。特に、地域調和要件については、一般企業や地区外から農地を新たに求める場合、地域が長年守ってきた環境やルールにおいて、調和が乱れることのないよう農地法第3条に規定をしているところであります。

例えば、企業等が新たに農業に参入するに当たって、地域で定めている農業の維持発展に関する話し合い活動への参加や農道、水路等の共同施設の取り決めの遵守、さらには有害鳥獣被害対策等への協力等々、地域の営農に影響を与えないことを基本としているところであります。実際、本市農業委員会といたしましても、これまで1件の企業が新たに農業に参入いたしましたが、農地の借り受けに当たりましては、農地法に基づきまして、企業が農業を経営していくための基本的な考え方や地域の農家の方々との融和など事前に審査を行うとともに、地域においての守るべきルールや役割についても、書面にて確約書として提出を求めているものであります。このように、農地法の中では規定されておりますものが、中間管理機構の法案の条文には明記されておりましたので、議員お話のように、機会均等的に自由に参入できるのではないかと、農業委員会といたしましても危惧をいたしていたところであります。

このような状況の中にあつて、去る11月28日の衆議院本会議において、法案の一部修正と地域との調和に資すること及び農業委員会の意見聴取を基本とすることを明記した附帯決議を条件に可決され、同様に、今月5日、参議院本会議において可決され成立したところであります。したがいまして、農業委員会といたしましては、現段階におきましては、一般企業などの農業参入により地域の調和が著しく乱されるような無秩序な参入はできないものと判断をいたしているところであります。

以上申し上げてまいりましたが、議員のお話のように、今、農政が大きな転換期を迎え、非常に厳しい状況下にはありますが、市民の総意で制定されました農業・農村活性化条例の理念に基づいて、若者が将来にわたって夢と希望を持てるような、そして、農業・農村が貴重な財産として将来に引き継ぐために、農業委員会といたしましても一層努力いたしてまいり所存であります。

以上を申し上げまして、答弁といたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から、人・農地プランの達成度についてお答えいたします。

まず、人・農地プランについてであります。国は農業・農村地域における農業従事者の高齢化や担い手の減少などにより農業労働力不足が進み、農業の将来像を描くことが困難な地域が増加してきている状況の中、どのような経営体を中心となり地域農業を支えるのか。また、中心となる経営体への農地集積をいかに進めていくのかといった課題に対し、地域農業のあり方や地域の中心となる経営体を定めるため、人・農地プランを各自治体において策定することとし、これを受け、本市では平成24年4月に農業委員を初め農協、農業共済組合、土地改良区、さらには北海道指導農業士や市で構成する人・農地プラン検討委員会を開催し、策定したところであります。検討委員会では市内を7地区に分け、後継者の有無、規模拡大の意思などを調査し、当初、制度資金などの需要希望者230名を地域の中心となる経営体と位置づけし、現在は227名の経営体の人・農地プランに位置づけられているところであります。

お尋ねの青年就農給付金についてであります。平成24年度より制度が始まり、当初153件の希望がありましたが、年齢や土地所有権、所得等の要件を満たす農業者としては、上士別、川西、多寄地区において、平成24年度で3件、計375万円、25年度には多寄地区の1件が所得要件で対象外となり、2件、計300万円をそれぞれ交付してきたところであり、いずれも、人・農地プランに位置づけられているところであります。また、中心となる経営体に農地を提供する農業者に対し、農地集積協力金として、平成24年度に2件、89万9,000円を交付してきたところであります。

次に、農地購入資金として、農業経営基盤強化資金、通称、スーパーL資金についてであります。平成23年度で28件、貸付決定額は4億1,309万円、24年度で27件、貸付決定額は2億3,431万円となっており、いずれも人・農地プランに位置づけられております。

次に、経営体育成支援事業については、平成23年度で8件、事業費で3,600万円、そのうち



国庫補助金は956万円、24年度では上士別地区における大型の育苗ハウス設置事業3件、事業費7,178万円を含め17件、事業費で1億3,467万円、補助金で5,277万円を交付してきたところであり、全ての事業において、人・農地プランに位置づけられた中心経営体であります。このように、現在では主な制度、事業が人・農地プランに位置づけられていることが条件となっており、今後も人・農地プランが重要視されていくものと考えております。

次に、農地中間管理機構についてであります。先週5日の臨時国会において、農地中間管理事業の推進に関する法律が成立したところであり、この法案では都道府県ごとに機構を設置し、知事が農地集約の目標を立て、事業を公平かつ適正に進めることとしています。また、それぞれの市町村においては、機構より農地貸し付けを行う際の農地利用配分計画の原案作成について業務の委託を受け、農地の流動化が円滑に進むよう機構と連携を図ることとされております。これまで農地の賃貸、売買において大きな役割を担ってきました農地保有合理化事業は、このたびの制度導入に伴い廃止となりますが、いまだ具体的な説明会が実施されておらず、詳細が不明なため、新たな制度が効率的に機能し、円滑な農地の流動化が図られるか懸念しているところでございます。

次に、これまでの農地保有合理化事業であります。平成23年度には売り渡し21件、買い入れ17件、24年度では売り渡し18件、買い入れ8件となっております。規模拡大を図る農業者にとりましては、一定期間借り受けた後に購入となりますことから、計画的な営農が可能となると考えております。また、農地を売却したい農業者にとりましても、円滑な代金の受領がなされ、更に、税控除等の大きなメリットもあり、今日まで非常に大きな役割を担ってきたものと考えております。

また、農地中間管理機構法施行に伴う農地利用集積円滑化事業への影響についてであります。農地利用集積円滑化事業は、農地所有者から貸し付け等の相手方を指定しない、いわゆる白紙委任で農地あっせんを実施することにより、農地の効率的な利用と集積を図ることを目的に、平成21年度に創設され、本市におきましては、規模拡大加算で活用が図られており、平成23年度で31件、24年度には15件の実績があり、今後もこれらの制度運用が継続されるならば、新たな法施行に伴う混乱は少ないものと考えております。

今日まで農地のあっせん、利用調整など、流動化に際して農業委員会は大きな役割を果たしてきており、持続可能な足腰の強い農業・農村づくりのため、今後とも十分連携を図り、農地の効率的な利用と遊休農地の防止、さらには担い手の確保、育成に努めてまいります。

以上申し上げます。答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 山居議員。

○17番（山居忠彰君）（登壇） 最後の質問は、緊急時に備えた士別市防災行政無線、特に時報を知らせる音楽や鐘やチャイムについてであります。

2年9カ月前に起きた東日本大震災と福島原発事故は、日本列島を未曾有の危機にさらし、今なお多くの方々さまざまな困難に立ち向かってございます。

先月、会派の調査研究旅行で東北の被災地に立つ機会がありました。福島県いわき市の二見ヶ浦や久之浜では地震後の津波が8回あり、最初の津波が弱かったために、一度避難していた人たちも深く考えずに自宅に通帳や位牌を取りに戻り、大きな被害となったことがわかりました。浜風商店街の母さんたちも、やっと涙が枯れて笑顔が出るようになったと話してくれました。必死で復興に取り組む多くの人たちと会話を交わすうち、不測の災害がもたらす影響を最小限に食い止めて住民の生命や財産を守るためには、自治体から住民に対し、必要な情報が可能な限り速やかに提供されることの重要性を痛感いたしました。そんなことから、この機会に、本市における防災行政無線の運用実態についてお聞きしたいと存じます。

まず、士別市地域防災計画に基づく同報系、移動系を含めての整備状況であります。その設置数と設置年や費用、装置の規模と統括管理及び維持管理状況、庁舎の基地局から支所局や屋外拡声子局や各家庭や事業所等に設置された個別受信機までの最近の活用例、管理責任者や無線従事者や通信取扱責任者の養成法についてお教えてください。

緊急時の機能確保は、ふだんの維持管理や訓練にかかっています。大規模な地震や火災や水害などを想定した防災訓練はどのように行われているのでありましょか。そのときの情報収集や伝達、予報警報の発令、警戒避難への通報体制は十分なものでありましょか。さらには、危機管理能力が格段に高まったと言われる全国瞬時警報システム、通称、J-A-L-E-R-Tの運用について、幸いにも私たちの住む士別市は、大規模自然災害や弾道ミサイル、ゲリラ特殊部隊、テロなどの武力攻撃事態などがにわかに想定しにくい地域ではありますが、国民に危機的状況が迫っていることを認識してもらうためにはどうしても必要なものでありましょか。

過去に誤報やふぐあいなどもありましたが、ここ最近はどのように運用されているのでありましょか。統合運用で、メーカーの違いや導入年の差、規格の違いなどによって制御方式や動作条件が異なることでの問題は発生してないでしょか。断線時や回線不良等で通信途絶はなかったでしょか。周波数の違いで相互連絡に不都合が生じたことはなかったのでありましょか。士別市と朝日町との合併の際に、スムーズに接続できたのでしょか。また、本市では、平成22年にデジタル化を進めましたが、完全に転換されたのでしょか。更に、防災行政無線の中でも、特に時報を知らせる音楽や鐘やチャイムなどは、どこにどれだけのものがあって、それらの点検整備はいつ、誰が、どのように行い、常に万全な状態になっているのでしょか。防災無線で定時に流す曲がゆがんで聞こえるということはありませんか。設置から四半世紀を経て、市民の評価や改善点の要望はございませんか。市民の安全・安心な暮らしのためという大義名分の陰で、住民に著しい不快感や騒音被害を与えてはいないでしょか。今、改めて市民生活の快適空間を確保するため、再確認をお願い申し上げる次第でございます。

(降壇)

○議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

まず、防災行政無線の設備概要等についてであります。

市が保有する同報系防災行政無線は、平成元年におよそ1億4,700万円で導入し、その後、合併後の平成21年から22年にかけて、出張所地区や朝日地区において、屋外スピーカーの増設を行いました。設備については、電波発信の拠点となる基地局が本庁舎にあり、ここから発信された電波は、市街地区と上士別、多寄地区では直接、温根別地区や朝日地区では3カ所の簡易中継局を中継して、市内15カ所に設置している屋外スピーカーや個別受信機へ届けられます。また、操作設備については、親局となる本庁舎のほか、副局として、朝日総合支所と北ひびき農業協同組合本所に簡易的な操作設備が設置されています。これらの設備の管理は総務部で行っており、年2回の点検を実施しています。

次に、市が保有する移動系防災行政無線についてであります。旧士別市においては、昭和55年におよそ140万円で6台導入し、その後、順次台数を増加し整備した一方、旧朝日町においては平成10年におよそ240万円で14台整備したものであります。現在は基地局が2局、車載型、携帯型、半固定型など25の移動局を保有しています。これらの設備の管理は、経済部、建設水道部及び朝日総合支所でそれぞれ行っており、5年に1回の点検を実施しています。

移動系防災行政無線は、携帯電話の普及に伴い、その使用頻度は低くなっていますが、災害時などに電話が使えなくなった場合には、緊急の通信手段として重要な役割を果たすため、平成27年度にデジタル化を予定しているところです。

同報系防災行政無線については、屋外スピーカーなどの設備の稼働確認を目的として、定時にチャイム放送を行っているほか、旧士別市の区域において、農家に個別受信機を設置していることから、これらの個別受信機を対象に、市からは健康診断の案内や火災予防のお知らせなど、農協からは雑穀相場の情報提供などを随時行っているところであります。また、近年においては、落雪の注意喚起や行方不明者の情報提供の依頼といった緊急的なお知らせに屋外スピーカーを使用した例もあります。

これらの防災行政無線局に係る管理責任者等の養成については、担当部署内において操作方法や管理方法を引き継ぐことで養成を行っていますが、無線従事者については、無線技師の資格を必要とすることから、実際の業務を経験した職員を中心に資格取得を行い、その業務に当たっています。今後も引き続きこうした有資格者の養成を図ってまいりたいと考えています。

次に、緊急時の防災行政無線の機能確保及び全国瞬時警報システムについてであります。

災害時において避難勧告、避難指示などの重要な情報は、より多くの市民に迅速かつ正確に伝わるよう、同報系防災行政無線を初め緊急速報メールやさほっちメー、インターネット、広報車、報道など、できる限り多くの手法を用いて周知を図ることとしています。

防災訓練については、昨年、中央市街地区の一部を対象に実施した避難訓練において、同報系防災行政無線を活用し、避難勧告の周知を行ったように、可能な限り想定される災害時の対応と同じ内容での訓練を実施しています。また、緊急地震速報や国民保護情報をいち早く伝えるために、全国瞬時警報システムを士別市でも導入しており、同報系防災行政無線及びさほっちメーと連動し、情報が入った際には、自動的に放送や配信が行われる仕組みとしていま

す。全国瞬時警報システムと同報系防災行政無線の連携については、本年も全国一斉で行われた国民保護情報伝達訓練において、正常に稼働したことを確認しています。

次に、制御方式や動作条件での問題についてであります。

同報系防災行政無線は、当初整備したものについてはアナログ方式、平成21年及び22年で増設したものについてはデジタル方式により送信していますが、現在まで問題なく稼働しており、移動系防災行政無線も全ての無線機で同じ周波数を利用するため、合併後においても、相互の連絡に不都合が生じたことはありません。また、同報系防災行政無線における定時のチャイム放送については、その音量や放送時刻などについて個別に御意見をいただいたこともあります。一定の時刻をお知らせすることで生活のリズムづくりや小・中学生にあっては、帰宅する時間を告げるものとして、市民の間で広く長く親しまれているものと考えていますが、仮に今後不快感などのお話があった場合には、これまでと同様、その理由や生活環境などのお話もお聞きしながら対応策を考えてまいりたいと考えています。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 山居議員。

○17番（山居忠彰君） 再質問をさせていただきます。

管理責任者ですね、統括管理はもちろん市長ということですが、この管理責任者、あるいは無線従事者、通信取扱責任者、これを今後も養成していきますということですが、今現在どのぐらい、その資格持っている人いるのか。また、今後どのような計画で増員しているかという考え方を持っているのか、その辺について教えてください。

○議長（神田壽昭君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えいたします。

無線の技師については、現在3名の職員が資格を有しています。これからそういった管理をしていくに当たりましては、先ほど答弁で申し上げたとおり、こういった3名の人たちの後を継いで、そういう資格を取って行って管理ができるように計画的に資格の取得をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 山居議員。

○17番（山居忠彰君） もう1点お聞きします。

最近、過去には市民の時報を知らせるチャイムとか音、鐘あります、音楽ね。こういったことについて、不快感がないとか、そういういろいろなアンケートをしたこともあるというようにちょっと話をされましたけれども、どのような形でされたのか。また、今後そういうことをされる予定があるのか。そして、本当に各地区で音がゆがんで聞きづらいと、そういうようなことがなかったのかどうか、その辺のところだけお聞きしたいと思います。

○議長（神田壽昭君） 鈴木部長。

○総務部長（鈴木久典君） お答えいたします。

先ほどの答弁の中で、アンケートを実施したというような受け取り方があるとすれば、アンケートについては、これまで実施したことはありません。ただ、市民の方からの声として、音量の問題、あるいは曲目の問題、こういったことを、例えば市長の手紙とか、そういうことでお寄せをいただいた経過というのがあります。この曲目等々についても、平成元年のときには自治会、あるいは教育関係者等々で協議をしながら現在の曲目に決定され、以来、今までこの曲目は使われているというようなこともありますので、今後、仮にそういった意見が多く寄せられるということになれば、そういったことも踏まえて市民全体のものということになりますので、慎重に検討する必要があるというふうに考えています。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 山居議員。

○17番（山居忠彰君） ぜひお願いしたいと思います。全て問題なく稼働しています。不都合はないというだけではなくて、きちんと点検もしていただきたいというふうに思うところでございます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（神田壽昭君） ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩をいたします。

---

(午前11時33分休憩)

(午後1時30分再開)

---

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 国忠崇史議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第4回定例会に当たり一般質問を行います。

さて、私は3つのテーマで質問通告を提出しました。

まず、特定秘密保護法について幾つか取り上げます。

通告を出した段階ではまだ法案でしたが、この法律は国内、国外含めた多くの人々からの懸念の声のもと、先週金曜日の深夜に参議院本会議で採決され、自民党、公明党の賛成により成立してしまいました。特徴的なのは、特定秘密とされるのがどういった事柄なのかも秘密であり、それと知らずにアクセスすることすら犯罪とされる点で、これでは議員としての私たちの行政調査活動にも大きな影響が出るのではないと思われるわけです。

さて、まず第1に、牧野市長の御見解を伺います。

全国的には各地の知事や市町村長にも、この法律への危惧や心配が広がっています。特に、札幌市の上田文雄市長は、一弁護士として反対デモに参加するなど積極的ですが、そのほかにも静岡県川勝平太知事や滋賀県嘉田由紀子知事も明確に反対しています。更に、原発事故を抱える福島県議会は全会一致で懸念の意見書を上げ、自民党が公聴会に推薦した馬場浪江町

長に至っては、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム、通称SPEEDIの情報が非公開だった、避難経路を明らかにしてもらえれば低線量の被爆を避けることができた。情報公開が一番大切だということで、この法律の慎重審議を求めています。

更に言うと、新潟県加茂市の小池清彦市長は、旧防衛庁で教育訓練局長まで勤め上げた人物ですが、今月6日付の沖縄の地元紙、琉球新報では、このように語っています。防衛省には自衛隊法上での守秘義務があり罰則もある。罰則が軽いと言うならば、その法改正を考えればいいだけのことだと。そして、この秘密保護法について小池市長は、悪用されると戦前の治安維持法のように、言論の自由を封鎖することになる。軍国主義化のために使われるおそれがあるとまで批判しています。

反対運動の中にも安倍首相をヒトラーになぞらえたプラカードが見られましたが、私に言わせれば、この法律は第26条において、共謀した者が自首した場合に刑を免除するという規定がありまして、これは事実上の密告を奨励していることと思われます。したがって、私が思うには、むしろ旧ソビエト連邦の法律や制度に近いものであると思います。

この法律が可決成立した直後に、自民党内の極めて右寄りの人々の一部から、次の課題は諜報機関の設立だ、逮捕権限のないアメリカ合衆国のCIAに倣うのではなく、警察としても使える旧ソビエトのKGBにならった組織にすべきだという声が出るように、これからの日本はヒトラーのごとくユダヤ人など特定な民族を滅ぼすようなファシズムというよりは、旧ソ連のように、誰でもがいつでも監視され、特定秘密への接近を唆したとか、共謀したなどと犯罪事実のないまま未遂で逮捕され得る時代に突入したと考えております。

ここまでの述べてまいりましたが、牧野市長は、この秘密保護法について、どんな御認識をお持ちでしょうか。

2つ目に、市民への影響について伺います。

本市には、駐屯地や関連施設もないため、自衛隊とは余り関係の強くない町ではありますが、例えばこんな事態を想定できるかと思えます。

その1、しばしば国道40号線を南北に移動している自衛隊車両について、市民が走行中の写真を撮ったり、何台移動したとかカウントしてみたり、あるいはそれらの情報をインターネット上にアップロードすることは果たして違法になるのか否かということでもあります。

2点目、毎年恒例のしべつ雪まつりの雪像制作協力にいらっしゃる陸上自衛隊員に対しては、適宜もてなしや連絡調整の必要があると思いますが、その際、例えば士別滞在前後のスケジュールなどを詳しく聞き出すことは違法になるのでしょうか。

3点目はちょっと深刻です。政府が保有する特定秘密と士別市が行政上保有している情報とが重なって、特定秘密と知らずに本市が情報公開した場合はどうなるのでしょうか。ちなみに、衆議院の国家安全保障特別委員会の審議では、鈴木良之内閣官房審議官が以下のように答弁しています。地方公共団体に国の行政機関が特定秘密を提供する場合につきましては、それが特定秘密であることも明らかにして、その場合処罰の対象であることを明確に伝えた上で提供す

ることになります。以上が答弁です。しかしながら、提供してもされなくても、知らずに重なるということもあり得ると思います。これでは市の職員も萎縮し市民や市議会議員への情報提供を恐れるのではないのでしょうか。この点とても心配しています。

最後の例です。政府は、最近になって放射性廃棄物最終処分場については、今までの自治体任せを改めて、政府が前面に出て処分場候補地の住民などとの交渉を行う方針に転換することです。ですが、放射性廃棄物の運搬に当たる車両などは当然テロの標的になるということで、これはなるべく最大限特定秘密にすることと思われまふ。これからは単に核廃棄物地層処分の研究施設がある幌延町のみならず、人口がまばらで耕作の手が入っていない山林も多い道北地帯全体が警戒しなければならない問題だと思われまふが、いかがでしょうか。

次は、今し方、午前中、山居議員も触れたＴＰＰ交渉についてです。

ＴＰＰ交渉についてですが、ほとんど情報公開されておらず、もともと非常に不透明になっていますが、秘密保護法によって一層情報秘匿の度合いが高まると思われまふ。ＴＰＰ交渉が特定秘密に入るか否かは国会でも菅義偉官房長官と森まさこ大臣との答弁が食い違うなど、いまだもって政府の姿勢が曖昧であります。

また、先ほど市長が触れられたごとく、過去数度にわたりＴＰＰ反対決起集会的なものが本市の提唱で行われましたが、今後は情報を出せなどと決議したりすることも、最悪の場合は共謀だとか教唆などと分類されるのではないかと心配になってきます。この際、この点の御認識をお聞きしたく思われまふ。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 国忠議員の御質問にお答えいたします。

特定秘密の保護に関する法律、いわゆる特定秘密保護法が今国会において審議され成立したことは連日の報道により周知のことではあります。この法律は、防衛、外交、特定有害活動、テロリズムに関する情報であって公になっていないもののうち、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密に指定することで、今までよりも厳しく情報の漏えいを防止することを目的としています。

しかしながら、報道などでもあったように、特定秘密保護法において秘匿すべき情報の範囲が制度運用に委任されるなど、現段階では明確になっていないため、運用によって国民が開示を希望する情報が国などによって秘匿されてしまう可能性があるなどの課題が指摘されているところではあります。

現在、行政機関が保有する情報は、情報公開制度に基づき原則公開すべきものとされています。その一方で、国民のプライバシーを守る個人情報保護、公益上秘密にするべき事項に係る守秘義務が公務員に課せられているように、行政機関が持つ情報には非公開とすべきものもあります。ただ、この非公開とする情報は、その情報を公開することで個人の尊厳や公益を害する場合のみに限られるものであり、特定秘密保護法の運用において、必要以上に情報を秘匿することは行政不信につながる可能性があるものと考えるところではあります。

現時点では、この運用のあり方などについての詳細が定まっていないため、国忠議員の質問にありましたT P Pを含む個別の事例については、お答えできる段階ではないと判断しています。

この特定秘密保護法案については、自由と民主主義の根幹となる情報の共有、そして、知る権利に深くかかわる法律であるだけに、特に、争点となっている秘密の範囲、指定の期間、更にチェック機関の議論が慎重に、そして広く国民的議論として行われるべきであったと考えるところであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君） 確認の意味も込めて、ちょっと再質問させていただきます。

個別の事例については、今の段階では答えられないということで、私相当例を挙げて、自衛隊車両の写真を撮ってインターネットにアップしたらどうかと挙げてはみたんですけども、確かに答えられないと思うんですよね。やっぱりそれほど曖昧な法律といいますか、どういう事例を想定したらいいのかちょっとわからないわけですよね。やはりそれはきのう安倍総理自身が記者会見をして、ちょっと論議が足りなかったと反省しているというようなことをおっしゃっていたんですけども、反省するんだったら、もっと採決の前に論議すべきなのではないかと当然思うんですけども、今、市長のほうで、もう少し論議尽くすべきだというふうにおっしゃられましたけれども、率直な感想として、市長としては何というか、今後施行まで1年以内ということなんですけれども、施行までの間にどういう論議をされることを希望されるか、もうちょっと詳しくお願いできますでしょうか。

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 国忠議員の再質問にお答えをいたします。

実は、きょうの朝刊には、各紙それぞれ掲載をされてございますけれども、今回の秘密法について、共同通信社がこの8日、9日に行った緊急の全国電話による世論調査によりますと、修正、廃止、合わせると82%だと、こういう数字でございますよね。

それで、この法律が採決される以前におきましても、各紙世論調査においては、国民の慎重審議を求める声が大體平均7割から8割になっていたと、こういったような状況を踏まえて今私も答弁申し上げたんですが、そこで安倍総理が昨日、会見をして、この国会審議が不十分との指摘に対してはこう答えていますよね。私自身がもっともっと丁寧に時間をとって説明すべきだったと反省していると釈明したと、こういうことですよ。今回の問題は、やっぱり国民の知る権利という、やはりそういった意味では、国民主権にかかわる、根幹にかかわる問題であるということは私も十分承知をしているんです。

私、いろいろな場で申し上げているのは、大きな政策、国民にかかわるものについては、あるいは市民にかかわる政策もそうなんでありますが、やはり万機公論に決すべしということで、慎重審議をしながら情報を提供して、そして、納得のいくような最終的に議論を公平にすべき



でないかと、こういう考え方からいけば、正直申し上げてちょっとやっぱり拙速過ぎたのではないかと。もう少し時間をかけて議論をする余地があったのではないかということで、この国民の考え方、私もそのところは一致するわけですね。

具体的なこの法律の中身について言えば、さっき御質問いただいたんですが、正直申し上げて、まだ答えられるような材料がないんですね。入り口の段階で何を秘密にするかが秘密であるわけでありますから、そのことについて一つ一つ行政の中で、例えば、具体例を上げて、こうではないだろうかなんていうような答弁はできないわけであって、この点については御理解いただきたいと思うのでありますが、この秘密の範囲の中にも、今回は外交防衛、これは当然入って結構だと思うのでありますが、スパイ防止法も入っていますけれども、そのテロ防止という中身が入ってしまっていて、以前からこのテロという問題をどう捉えるのかということで、相当マスメディアを通して出てきているわけでありますが、ですから、こういったその秘密の範囲の問題、期限の問題、そしてもう一つは、チェック機能の問題ですよね。チェック機能についても、急遽出てきたわけでございまして、これも内閣府だとか官房のほうから選出されるような皆さん方がチェックしても、国の秘密というのは逆に言えば取得できるわけでありますから、そういった意味では行政府ではなくて立法府、司法に置くべきではないのかといういろいろな問題ございますので、これからのやはりそういった議論を私は私の立場でも注視しながら、これからいろいろな会議もございまして、この経過1年間ございまして、その状況を見ながら意見を発するときには発していく、そういう形で進めたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第2のテーマとしては、つくも水郷公園の再開発について伺います。

士別市総合計画をひもときますと、つくも水郷公園についてはこんなふう書いてあります。つくも水郷公園を初めとする比較的規模の大きい公園や各地域の街区公園において、雪山の設置や除排雪の実施など利用方法や形態を分類しながら、冬期の利用促進について住民参加のもとで検討を進めますというふうに、冬期間、冬の課題について触れられているのみなんですが、最近になって再開発、再整備の必要性が浮上しておるところです。

さて、水郷公園には多種多様な施設があります。まず第1に、水郷公園が開園してからこれまでのこういった施設の変遷について教えていただきたいと思います。すなわち、ゴーカート、キャンプ場、あるいは50メートルの大プールだったつくもプール、あるいはスケート場及びカーリング場、子供のバッテリーカー、それからフィールドアスレチックの施設、パークゴルフ場などなどといった施設の設置や撤去にかかわるあらましについて紹介していただきたいと思います。

2つ目に、最近になって地域政策懇談会の場で、この水郷公園の再開発についてヒアリングしていることと思われます。その中で、市民から出た主な意見を紹介していただきたく思いま

す。

3 点目は、毎年夏に青年会議所のメンバーなどを中心に、水郷公園わくわくフェスタが行われていますが、そのお祭りの実行委員会等からの公園整備に当たっての提言はどのように出ているでしょうか。

それから、4 番目は、今後の市民からの意見聴取の方法とスケジュールについてはどのように考えておられますでしょうか。

5 番目なのですが、市民以外からの意見についてをちょっと取り上げたいと思います。

私は以前、JR 土別駅周辺の再整備についても、通勤や通学等で来る人の意見も参考にしたらどうだと提言したことがあるんですが、この水郷公園についても、キャンプ場などについては、遠方からわざわざ来る人、もしくは毎年夏来られる常連の方の意見を聞くことも大事ではないかと思います。そういった方はあちこちのキャンプ場を泊まり歩いて熟知している人なのでありますから、各地の比較に基づいて、しっかりした意見がもらえることと思いますので、この点どうお考えでしょうかお聞かせください。

6 番目、その反面、市の行政としては、公園全体のコンセプトについて、道内の視察などをして見聞を広めてほしいものだと思います。

札幌の中島公園や旭川の常磐公園などは利用人数も桁違いですから余り参考にならないかもしれませんが、私の知っている例としては、帯広の近くの芽室公園などは、日本のゲートボール発祥の地でもあるんですが、公園の整備については、非常に先進的な取り組みをしていると伺っております。ですから、市としては、白紙状態で市民からの意見を取り入れるのではなく、一定の青写真を描いた上で提案してはどうかと思う次第です。各界各層の市民要望を盛り込んだ結果、結局ごちゃごちゃと何でもあるとりとめのない公園にしてしまっただけで残念なことになるのではないかと感じております。むしろ市民には早いうちから公園ボランティアなどとしてリニューアル後の運営に参加してもらう前提で意見も募るべきだと考えるものですが、いかがでしょうか。

そこで、7 点目にちょっとした提案があります。水郷公園は思ってみれば、意外に野生動物がいまいません。コイやカワエビ、イトトンボのたぐいぐらいで、あとパークゴルフ場の東隣にある人工の滝のところにアマガエルが生息していますが、その生息は余り認識されておらず、年によっては滝の水を枯らすことがあり、カエルが死滅することがあります。本市中心部の子供たちは、いまやカエルが卵やオタマジャクシを経て成長する様子を生で見たことがほとんどないということを以前申し上げましたが、野生動物の生態について、つくも水郷公園で観察できるようになればすばらしいことだと思います。私としては、渡り鳥なども飛来する自然公園にすることを提唱したいのですが、いかがでしょうか。

ただ、ほかの都市公園などを見たところによりますと、自然公園ゾーンだとか、レジャーゾーンなどと公園の中をゾーン分けして、こっちは生き物の観察で、こっちは遊びだというふうに分けることも一案ではあります。そういったバリエーションも含めまして、水郷公園の再開

発についての御認識を伺いたいと思います。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 小山内建設水道部長。

○建設水道部長（小山内弘司君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、御質問のありました開園してからこれまでの施設の変遷についてであります。つくも水郷公園は、昭和36年から昭和37年にかけて、1級河川である天塩川の河川改修事業により河道が切りかえられたことにより、旧河川敷地を市が占用を受け、唯一の総合公園として住民の休息、観賞、散策、遊戯、運動など、総合的な利用に供することを目的として造成しました。

現在あります主な施設等につきましては、昭和43年につくも青少年の家が建設されたことから、池の護岸工事や植栽工事などの公園整備に着手したのを初めとして、昭和46年より国の補助制度を活用し、昭和55年までの10カ年で公園内の整備を行いました。

そこで、施設といたしましては、ゴーカート場は昭和50年に交通公園として造成後、有志の方々により運営されてきましたが、今年春に営業しておられた方から営業をやめるとの申し出があり、今年度は学校の夏休み期間のみシルバー人材センターに運営していただきました。来年度からは市が業務を引き継ぎ、シルバー人材センターに委託し運営していく予定としております。

キャンプ場は、昭和49年に炊事場の整備とともに供用開始、つくもプールは、昭和53年に50メートルのプールとして供用開始を行い、市民や近隣からも利用された施設でありましたが、施設の老朽化により平成17年に廃止いたしました。また、冬期間の施設としては、市民スケートリンクやカーリング場を昭和58年に市内中心部から当公園に場所を移して現在に至っております。

先ほどのゴーカートと同じく、ボート、バッテリーカーも昭和49年から民間で運営していただいていたが、平成14年度より市が運営を引き継いできているところであります。

フィールドアスレチック施設は、公園遊具の一環として、市の職員が整備したものであり、園内では珍しい木製遊具として人気がありましたが、老朽化による安全性の問題もあり、順次鋼製遊具への移行を行ってきているところであります。

パークゴルフ場については平成6年整備され、市民の多くの方が利用しているコースとなっております。サイクリングターミナルは昭和54年に建設し、そのほか園路、駐車場、広場などについても昭和55年までに整備をしたものであり、それ以降では池の改修工事を平成元年に実施したほかには大規模改修工事はなく、公園照明器具や遊具の更新を行う中で安全管理に努めてまいりました。

緑と水辺のある憩いの広場として市民に愛されているつくも水郷公園は、宿泊施設やキャンプ場、各種スポーツ施設などを備えた総合公園でありますことから、今後、公園の機能をなお一層充実し、自然体験学習の場や観光資源としての価値を高め、市内外から多くの方が訪れ、末永く親しまれる本市のシンボリックな公園となるよう新たな視点での整備を進めることとした

ところであります。

国忠議員御質問のありました平成22年度地域政策懇談会においては、市民の方々がつくも水郷公園について日ごろから思っている公園への御意見、要望等を伺ってきたところでありますが、この懇談会では、キャンプ場、パークゴルフ場、休憩施設などの整備とともに、安らぎを与える景観として重要な要素でもある花や木など植栽整備の要望が多く出されたところであります。

また、士別市子ども夢トークや、さき子ども議会では、水郷公園にアスレチックや屋内遊技場、天塩川沿いにサイクリングロード、ドックランのほか、冬期間でのチューブ滑りや雪の滑り台の設置についても提案がありました。平成22年第2回定例会におきましても、渡辺議員より、パークゴルフ場の整備、公園遊具等が点在していることについての御提言をいただいたところでもあります。

また、市内の青年有志の方々当公園を利用して毎年開催しております、つくも水郷公園わくわくフェスタ関係者との意見交換の機会を今月中に行うよう進めているところでもあります。再整備に当たりましては、平成26年度中に再整備基本計画案の策定を検討する中で、多くの方々の意見を聞いて計画の策定を進めることが重要との認識に立っておりますことから、子供たちからの意見の聞き取りや議員からの提案のありました公園ボランティアも含めまして、再度地域政策懇談会などにおきまして幅広く意見を聞く体制づくりを進めてまいります。

次に、行政としての公園全体のコンセプトは道内視察をして見聞を広げることと遠方から訪れるキャンプ場利用者の意見も大事とのお話につきましては、先進地視察も行う中で、利用者の声をお聞きする方法なども調査してまいりたいと考えております。

また、自然公園にすることへの提唱もございました。このことにつきましては、平成22年度に北海道教育委員会事業として道内各地から多くの方々に参加する中、つくも青少年の家で開催されました道民カレッジ都市公園再発見・つくも水郷公園において、講師の方から生物多様性の観点からは、園内には50種類にも及ぶ植物が見られ、特に貴重な準絶滅危惧種と言われるタヌキモ、ミクリ等の植物を初め、生息動物としてスズエビ、トゲウオ、マガモ、ハシブトガラ、ゴジュウガラ、エゾリス等が見られる自然環境を有しているとのお話があり、学校教育等で自然観察会等の利用も考えられるとの評価をいただいた経緯もあります。

そのほか公園内の施設見学後の意見交換会において、他市町村の方から、今後の高齢化に向けてベンチ、休憩所、トイレなどの増設、外周にウォーキングや歩くスキーのコースのための距離標の設置、未利用地を活用した花畑、体験農園の整備、公園内の施設として科学館など公共施設があれば、今後の利用者の増加につながるのではとの意見も出ていたところでもあります。

当公園は20.6ヘクタールの広大な敷地の中で、公園の大きな特色である緑地と水辺などの豊かな自然環境資源の保全を図る中で、遊び、学び、交流の活動等で、子供からお年寄りまで楽しめるように、議員のお話にあります利用目的に応じて、自然公園ゾーン、レジャーゾーンなどの特徴を持ったゾーン分けなども市民の意見を聞いてまいりたいと考えております。

以上申し上げ、御答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） 第3のテーマは、所得税や市民税などの申告、徴収、あるいは適用などについてお伺いします。

来年春の消費税増税を控えて、市民の生活防衛意識も強くなっております。既に9月から電気代なども上がり、食料品などもじりじりと物価上昇しています。冬の暖房にかかる費用も心配だし、なぜか軽自動車税などもT P P交渉の余波で値上げされるとの報道がされております。

また、年末を迎え、個人の所得税が確定する時期に入りましたが、子ども手当とのバランスなどという理由で年少扶養控除がなくなったことで、子育て世帯にも税の還付情報などは関心の高いテーマになっています。

私自身の考えでは、マイナンバー制度ができて個人単位の所得の補足や申告が簡単にできる条件が整備されている現状にあっては、わざわざ職場に生命保険加入状況などプライバシーを提供しなければならない年末調整の制度は廃止して、日本に住んで所得のある全員が確定申告をして、納税者意識の持てる制度にしたほうが良いとは思っております。

そこで、まず第1に、年末調整や還付申告、確定申告についての市の啓発、もしくは情報提供体制について知らせていただきたいと思っております。

2番目として、この所得税の還付申告が5年間さかのぼれる点だとかの周知は適切かつ親切に行われているでしょうか。その点をお伺いします。

3点目は、医療費が年間、例えば10万円以上だとかという単位でたまると医療費控除が受けられますが、そういった医療費控除などの情報提供は、医療機関と提携した上で十分に行っているのかどうかお伺いします。

最後の点ですが、今年最高裁判所において、いわゆる嫡出子と非嫡出子との相続における差別について違憲判決が出され、さきの臨時国会で民法などが改正されました。子供は親を選んで生まれてくるわけではないので、子育ての局面でも親が婚姻関係にあるかどうかで行政の支援にはなるべく格差が生まれないことが望ましいと考えますが、ここでは所得税の問題を取り上げていますので言及しますと、例えば、いわゆる未婚のひとり親については、税法上の寡婦（寡夫）控除は受けられません。しかしながら、全国的には公共料金の設定に当たって、事情があって未婚でひとり親であるという家庭も、離婚だとか、死に別れですね、死別等の場合と同じように、いわゆるみなし寡婦（寡夫）として扱って、保育料や公営住宅の入居や家賃などについて、寡婦（寡夫）と同じ扱いをしている自治体が幾つかあります。この点について、現段階での士別市としての考え方を聞かせていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君）（登壇） 私から、個人所得税、市民税のあり方についてお答えいたします。

年末調整や確定申告は、1年間の所得税の精算であるとともに、個人の所得を確定させるものであり、作成される申告書や給与支払い報告書は、次年度における住民税の課税資料となることから重要な手続となっています。算定された所得や税額については、所得税・住民税以外にも社会保障や公共料金などの算定基礎になるほか、借り入れや補償の目安となるなど、生活の幅広い分野で影響が及ぶことから適正に行う必要があります。また、こうした機会を通じることにより、税の仕組みを理解し税金への関心が高まるほか、納税意識の醸成につながるものと考えているところであり、広く市民に周知を図ることは重要と考えているところであります。

そこで、本市で実施している周知体制については、年末調整や確定申告時期にあわせて、広報しべつやお知らせ版に掲載するほか、ホームページでは税の仕組みや手続など、多岐にわたり掲載し、広く市民に周知を行っているところであります。

更に、名寄税務署からのポスターを市役所本庁舎、朝日総合支所カウンターなど、市民の目に触れやすい場所に掲示するとともに、住民税に関するパンフレットを窓口に置くほか、朝日地区では確定申告に向けて1月末に町内回覧板形式で別途周知している状況にあります。また、年末調整は従業員の申告に基づき事業所が行うものでありますが、毎年文化センターにおいて説明会を開催しており、今年度は1,061事業所に書類を送付し、制度改正や年末調整の仕方についての説明とあわせ、法定調書の提出をお願いしているところであります。

ただ、所得税の確定申告については、市でも受け付けを行い、訪れる市民には内容の説明をしていますが、還付申告、住宅の取得や増改築をした場合、医療費を支払ったときなど制度の詳細については、基本的には国が周知すべきものであります。

現在、本市においては、所得税に関する問い合わせ先として、広報には国税庁のホームページアドレスを掲載していますが、所得税と住民税は密接に関連しますので、今後、市のホームページにおいても、国税庁の所得税コーナーにリンクさせ、検索しやすい体制を図ります。

また、医療費控除に関しては、一般的に認識度が高いと考えており、特に、医療機関との連携は図っていませんが、今後においても啓発や周知に努め、税負担の公平、公正性の観点からも適正な納税の推進や未申告者の減少に努めるとともに、申告に訪れた市民への十分な説明はもちろん、親切丁寧に対応してまいります。

次に、未婚とひとり親世帯への寡婦（寡夫）控除の準用についてであります。

寡婦（寡夫）控除は、経済的に苦しいひとり親世帯を救済するという目的から、配偶者と死別、または離婚した人が所得額や扶養親族の有無などの条件により、所得控除を受けられる税法上の制度であります。また、住民税においては、寡婦（寡夫）に該当する場合、障害者、未成年者とともに弱者への配慮から一定の所得以下で非課税扱いとされているところでもあります。しかし、寡婦（寡夫）は婚姻していたことが要件であるため、未婚のひとり親の方は対象外となっており、この場合、寡婦（寡夫）控除がない分、課税所得は高く算定され、保育料や公営住宅の家賃などの負担が重くなる実態があります。

こうしたことから、近年、婚姻歴のありなしで差別するのは不合理であるとし、未婚で子供

を育てるひとり親世帯について、自治体の判断において寡婦（寡夫）控除をみなし適用させ、保育料や公営住宅使用料について軽減を行う自治体が増加してきている状況にあります。全国的な実態は不明ですが、朝日新聞社が本年9月に、人口50万人以上の都市を対象に調査したところ、札幌市を含む11市で実施しているとの報道もあり、小規模市町村を含めると、更に多い実態にあることが予想されます。実施自治体では、保育料や公営住宅使用料への適用がほとんどですが、本年8月から適用した新潟市のように、放課後児童クラブ利用料、私立高等学校学費助成金、児童入所施設負担金など他事業へも拡大し、適用する自治体もあらわれてきております。

また、婚姻歴による格差に関し、最高裁で本年9月に法律上の婚姻関係にある男女間の子である嫡出子と婚姻関係にない子である婚外子の相続格差を定めた民法の規定を違憲とした判例を受けて、国はこれを是正するための民法改正案を今国会に提出し、12月5日に成立したことにより、今後、法もとの平等という観点から、自治体において寡婦（寡夫）のみなし適用を判断するケースが助長されるものと考えています。

現在、本市においては、未婚のひとり親でみなし寡婦（寡夫）の適用はしていませんが、公営住宅に関しては、未婚、既婚を問わず、ひとり親世帯については、抽選倍率を高めることや優先入居できる基準も定めており、一定の配慮を行っているところであります。

ただ、所得税や住民税についての控除は、独自の判断で現行法上の適用を拡大し、適用させることは不可能であり、現在、財務省や総務省においても、制度改正の検討はしていない状況にあります。

全国未婚ひとり親世帯は約10万世帯で、更に増加傾向にあると言われており、また、全国母子世帯等調査においては、母子世帯の平均就労収入は、死別、離婚世帯よりも非婚の母子世帯が極めて低く、特に、生活困難な実態が明らかにされているところです。しかし、婚姻歴の有無でひとり親の負担が増えることによって、子供の育つ環境に影響を及ぼすことがあってはなりません。子供の権利条約にもあるように、全ての子供には心身ともに健やかに成長していく権利があり、本市の子供の権利に関する条例においても理念は同様であります。

こうしたことから、現行制度のさまざまな課題について改善しなければならないと認識しており、未婚のひとり親世帯に対する支援は、基本的には税制改正や社会保障など、国が不公平のないよう制度設定すべきと考えておりますが、全国的な国への制度改正を求める声が増加している状況などを踏まえ、今後、みなし寡婦（寡夫）の適用について検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君）（登壇） ありがとうございます。

みなし寡婦（寡夫）の適用については、ぜひ前向きに早い段階で実施していただきたいと思っております。

1つ再質問あるんですが、医療費控除ですね、医療費がかかって、その領収書を持っていつて確定申告の際に控除をするという制度、十分認知度が高いという答弁だったんですけども、牧野市長の1期目のマニフェストで、子供の医療費が薬代も含めて無料になったこと、非常にありがたいことだったんですけども、反面というか、例えば遠隔地の旭川、札幌の病院に子供をかからせたときにレシートが出ないと、結局ただでかかれますので、その場合レシートが出なかったことによって、この医療費控除を受けるときに、その交通費を自分でメモして、何日にどこの医療機関にかかったというふうに自分で証明しなければならないですね。できればですよ、できれば、旭川、札幌でかかった医療機関が、レシートはゼロ円でもいいので、受診したという証明があれば日付も入って非常にいいんですけども、なかなかその確定申告出す側にしたら、子供がこの日に北大病院にかからせたんだけど、領収書がないというようなこと自体も発生する場合があります。ですので、その辺ですね、どのように、この医療費控除の交通費の部分を適用させていけばいいのか、ちょっと市としてコメントいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 大崎部長。

○市民部長（大崎良夫君） ただいまの乳幼児医療の無料に関して、申告の際の医療費控除の御質問かと思えます。

道内医療機関においては、受給者証を出せば医療無料、小学生の場合は入院、通院ですね、それと中学生の場合については入院ということで、議員のお話のとおり、領収書が出ないことになります。

ただ、この場合、医療費控除の際には、支払った医療費がないわけでありまして、領収書がないんですけども、この交通費については、例えばバス、JR、こういったものについては対象になるということで、この場合、申告の際に証明できるものがあるのが望ましいわけなんですけれども、これは本人がいつ、どこの病院にかかったかという内容を申告していただければ、対象扱いにされるということで今取り扱っているところであります。

○議長（神田壽昭君） 国忠議員。

○10番（国忠崇史君） 士別の場合は、確定申告等、非常に混むこともないというか、都会に行ったら非常に申告窓口混んでいますけれども、士別は余り混むということもないし、職員の方も親切に申告受け付けてくれていると思っていますので、来年、間もなく数カ月すると申告シーズンになりますけれども、ぜひ親切な対応を心がけていただきたいと思えます。これで質問を終わります。

○議長（神田壽昭君） 13番 井上久嗣議員。

○13番（井上久嗣君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、暴力団排除条例に関して御質問いたします。

暴力団の資金獲得の形態はますます巧妙化しており、それらを与える市民や事業者への多大な影響から、暴力団の排除の機運が高まってきた経緯があり、国は暴力団員による不当要求行



為に関する罰則や規則範囲の強化、都道府県暴力追放運動センターによる暴力団事務所差し止め請求等を内容とした暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法の改正を昨年10月30日に施行しています。

また、都道府県も暴力団の活動資金になる可能性がある公共事業や事業者からの利益の供与など、資金源を遮断し、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するために、暴力団排除条例を制定しており、平成23年10月の東京都と沖縄県における制定をもって、47都道府県の全てで制定が完了いたしました。

さて、北海道においては、平成23年4月、北海道暴力団の排除の推進に関する条例が施行されました。その主な内容は、1つ目は、道の基本的責務として、道の公共事業等からの暴力団の排除措置や道の公の施設からの暴力団の排除措置、2つ目として、道民の基本的な責務としての道の暴力団排除施策への協力、3つ目として、事業者の基本的な責務として、同じく道の暴力団排除施策への協力などを定めたものです。

さて、改正暴対法では、地方公共団体の公共事業や公の施設から暴力団を排除することができず、また、道の条例においても、市町村の公共事業や公の施設から暴力団を排除することができないため、多くの市町村で暴力団排除条例の制定が進んでいます。

士別警察署にお聞きいたしますと、11月末現在で、道内179市町村中138の市町村、約77%が制定を終え、12月末までには剣淵町、和寒町を含めた新たに14市町村が制定を予定し、今年度末までには旭川市など、更に13市町村が制定を目指しており、合わせますと、今年度末には165市町村、約92%の市町村が制定を終える予定であり、このままいきますと、残るのは本市を含め14市町村のみとなりそうです。

そこでお尋ねいたしますが、これら他の市町村の動きに対してどう分析し、市町村における暴力団排除条例の制定に対してどうお考えでしょうか。

昨年3月の第1回定例会にて、国忠議員の一般質問への答弁において、本市は暴力追放・防犯都市宣言をしており、士別市安全で安心なまちづくり条例を制定し、暴力団の対応については、本条例の規定や士別市公共施設の暴力団排除に関する条例や個別条例において対応が可能と考えて、現在の本市の状況においては、単独条例として暴力団排除条例の制定は必要ないものと考えているというものでした。

士別市安全で安心なまちづくり条例は、まさに安心で安全なまちを目指す理念的な条例となっておりますが、一方、暴力団排除条例は、暴力団を排除するための具体的な条例となります。そこには本市が制定している士別市公共施設の暴力団排除に関する条例と一部重なる部分もありますが、市の発注工事、事務事業からの締め出しはもとより、青少年に対する教育等の措置などを条文化する場合も多く見られ、暴力団排除にかかわるものを総合的に条例化し、自治体の決意を表明する形ともなります。あわせて、より具体的な要項をつくり、北海道公安委員会などと緊密な連携を図り、地元警察署と協定を結ぶことにより、より迅速かつ効果的な対応が可能とも言われています。

昨年の国忠議員の一般質問から1年9カ月ほどがたちましたが、先ほど申し上げましたとおり、その間、他の市町村では暴力団排除の単独条例が次々と制定されてきました。本市の考え方は以前とお変わらないのでしょうか。

私は、他の市町村のように、本市の暴力団排除の決意表明ともなる総合的かつ具体的な暴力団排除条例を制定するべきと考えますが、今後の制定に関するお考えをお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えいたします。

まず、市町村における暴力団排除条例の考え方についてであります。

警察庁の調べでは、全国の暴力団構成員等の総数は、平成24年度末で約6万3,200人であり、前年度に比べ7,100人の減少がありましたが、暴力団が暴力、恐喝、強要、詐欺などの不法行為を用い、国民の生命、財産や安全・安心、また、社会経済活動の健全な発展と青少年の健全な育成等を脅かす反社会的な存在となっている状況であります。

北海道は平成23年度に北海道暴力団の排除の推進に関する条例を施行し、その後、道内の市町村に暴力団排除条例等の制定を促し、平成25年11月末現在、道内179市町村中、138の市町村が同条例を制定している状況となっております。暴力団排除条例等については、暴力団関係や指定暴力団が地域に存在する自治体においては、活動の未然防止や抑制、排除などを具体的に図るための根拠として位置づけるものと認識をしております。

本市においては、一切の暴力を排除しようと、暴力追放・防犯都市宣言をいたしておりますが、近年、平穏な市民生活を脅かす要因が増加し、少なからず不安は広がっていることから、地域がよりよい環境となるよう平成19年4月に市民生活全般にかかわる士別市安全で安心なまちづくり条例を制定いたしました。

井上議員お話のとおり、安全で安心なまちづくり条例は、安全で安心なまちを目指すための理念的な条例として規定する各項は、本市の個別の各条例、規則等や、道が制定した北海道暴力団の排除の推進に関する条例についても連動するものと考えております。

士別警察署によりますと、士別市内における暴力団の交通事故や金銭トラブルなど、民事介入を行ったとされる事案については、過去数年間、そうした案件はないとのことであります。このことは士別市防犯協会が中心となり、市民が一体なった活動及び一人一人に防犯意識が浸透していることから、この地域に暴力団が入り込みづらい状況を形成しているものと認識をしているところであります。

さらには、市内小学校と中学校で実施する防犯教室に対しては、防犯協会、士別警察署と連携した支援をし、子供たちに防犯意識の醸成を図っているところであります。これらのことから、暴力団への対応については、士別市安全で安心なまちづくり条例に盛り込んだ市民が安全で安心して生活のできる地域とするための規定や、士別市公共施設の暴力団排除に関する条例等の個別条例のほか、市の発注工事からの締め出しについても、工事請負契約書の中で規定さ

れ、対応が可能と考えていたところであり、本市の状況においては、喫緊の条例制定は必要ないとの判断をしてきたところでもあります。

今後の同条例の制定に向けた考え方についてであります。平成24年第1回定例会において、国忠議員の質問に対し、当時の状況において、単独の条例制定の必要はないとの御答弁を申し上げました。平成24年2月末において条例を制定していた市町村はなく、32の市町村が制定予定という状況でありましたが、1年と9カ月が経過した現在、道内において条例の制定をした市町村と今後制定予定をしている市町村を合わせると165となり、また、1市3町の防犯協会による土別地区防犯協会連合会として、広域連携を形成している和寒町、剣淵町、幌加内町の3町が制定を進めているところであり、空白地域を狙った暴力団の進出などのおそれもあるなど、道内及び周辺の状況が変化していることから、今後、早期の条例制定に向け取り組んでまいりたいと存じます。

あわせて、防犯協会を中心とした防犯体制の醸成を今以上図るとともに、防犯協会と自治会及び各種防犯にかかわる組織や関係機関、団体と連携し、市民一体となった取り組みを更に強化しながら、地域に暴力団が入り込めない環境づくりを行うとともに、今後も多様化する犯罪情報を集約しながら防犯対策を講じ、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。 （降壇）

○議長（神田壽昭君） 井上議員。

○13番（井上久嗣君）（登壇） 次に、暮らしのガイドブックについて御質問いたします。

この暮らしのガイドブックは、大手地図制作会社、株式会社ゼンリンが以前より全国各地にて行われているものです。具体的には、自治体の行政サービスを掲載したガイドブックをゼンリンが作成し、自治体に寄贈するものです。その制作費用は、地元の事業所などからガイドブックに掲載する広告スポンサーを集め充当するものです。

そこでお聞きいたしますが、来年の4月配布予定となっておりますが、その内容やページ数など具体的に、どのように計画されているのでしょうか。また、行政サービスは福祉関係などを中心に、毎年その内容が変更されることも少なくありませんが、このガイドブックはどのぐらいの期間の使用期間を想定し、その間の細かな制度変更などの更新にはどのように対応されるのでしょうか。

ゼンリンが配布されている広告スポンサー募集のビラを見ますと、その広告料は名刺の半分ほどの大きさで3万6,750円から4万2,000円であり、一番大きな裏表紙の2分の1の大きさで21万円と本市の中小零細企業にとっては非常に多額の負担と思われる方が少なくないところですが、本市は市民に対する必要と考える行政サービスを民間に負担していただく上で、この価格設定が妥当な価格と思われた根拠はどこにあったのかお示してください。また、ゼンリンが目標としている広告協賛企業数と広告料総額はどれほどなのでしょう。

さて、私はこのような市民に対する必要と考える行政サービスは、当たり前ながら、基本的には行政が主体であるべきであり、民間と共同で行う場合でも、行政が一定の責任を持ち、可

能な限り地元企業を活用するべきと考えます。このガイドブックは、フルカラー印刷と思われませんが、例えば、本市独自で予算化し、フルカラーの必要性のないページは単色印刷などをして制作費を抑え、その一部を負担感の少ない金額で協賛広告を募るなど、既に本市ホームページで行っている有料バナー広告と同様に、市が主体的に市内事業所等をお願いするなどの方法もあったかと思います。この場合は、入札により市内印刷業者に発注できるなど、ラブ士別・バイ士別の観点からも有効なものと思いますが、そのようなお考えはなかったのでしょうか。

今回の暮らしのガイドブックは、本市は予算をかけずにゼンリンから寄贈されたガイドブックを全市民と、これから転入者等に配布する官民共同事業としてPRされていますが、一方、見方を変えますと、ゼンリンの商業行為でもあり、その原資は市内の事業所等の広告協賛金であります。これで官民共同事業と言われても違和感を覚える事業所は少なくないのもうなずけますが、いかがでしょうか。

さて、本事業で最も商工関係者から批判の声をお聞きするのが、市長名で各事業所に（仮称）士別暮らしのガイドブック制作の御協力についてという題名でお願い文が送付されたことです。この公文書には、ガイドブックを株式会社ゼンリンと市が共同で作成し、印刷費用は事業者の広告料金を充てて制作するものなので、協賛いただける企業は広告掲載に御協力を願いたいといった内容です。この文面では、ゼンリンの商業行為としての部分が認識されており、その上で、市長名で事業所をお願いされた件に関しては、私も多くの方から、こういった公文書が認められてよいのかといった批判を数多くいただいています。もちろん広告掲載する、しないは事業所がそれぞれ判断するものであり、当たり前ながら任意のものですが、そこに市長名の公文書によるお願いが届けば、協力せざるを得ないと考えた事業所もなかったとは言えません。この今回の公文書の発送に関して、どのようにお考えでしょうか。また、今後市長名でのお願い文が依頼されたときに、同様に対応されるのでしょうか。

先ほど申し上げましたとおり、株式会社ゼンリンによるこの事業は、全国各地で行われており、全国同じような形態で進められていると思われ、他の自治体では問題がなかったのかもしれない。しかしながら、官民共同事業の旗頭のもと、結果的に事業者に過度な負担を強いては何の意味もありませんし、ラブ士別・バイ士別を強力に進める本市としては、その整合性も含め、今後十分に検証していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、この質問を終わります。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） お答えいたします。

まず、今回株式会社ゼンリンと協力して作成するガイドブックの内容についてであります。

作成を予定しているガイドブックは、表紙、裏表紙、広告掲載ページを含めて40ページで、そのうち市の窓口の案内や転入、転出などの際に必要な届け出に関する、各種福祉サービスに関する、行政サービスの概要に関するものが約20ページ、市の主な施設を掲載した市内地図の掲載が約16ページとなっております。株式会社ゼンリンから、この寄贈を受けて

全戸配布を行い、その後3年をめどに転入者や希望する方に随時配布をする予定であります。

なお、制度変更などにより、ガイドブックの掲載事項に修正が必要となった場合には、該当部分の新旧対照表を作成し、配布、周知する考えであります。

次に、株式会社ゼンリンが募集している広告の額についてであります。

現在、市ではホームページのバナー広告掲載を行っており、その掲載料金は月額1万円で、年間を通じて掲載する場合は、市内業者6万円、市外業者10万円の価格設定としているところであります。こうした広告料の額の妥当性については、掲載のサイズや目にする人の数、宣伝効果など広告主が判断する要素が多く、今回のガイドブックに係る広告料の妥当性についても、一概に判断できるものではないと考えております。

また、株式会社ゼンリンが今回のガイドブックの作成に当たり、目標としている広告協賛の企業数及び広告料の総額は、70社、およそ280万円とのことであります。

次に、行政サービスとして必要なものは、行政が主体的に行うべきであり、官民共同の場合であっても、可能な限り地元企業を活用すべきとの御指摘がございました。行政サービスの提供に当たり、それぞれのサービス内容を吟味して行政が直接行うものと、民間の持つ資金や人材、ノウハウをおかりして行うものとを適切に選別し、提供することが効率的なサービス、よりよい行政サービスにつながるものと考えております。

今回のガイドブックの作成に当たっては、市が直接行うべきか、民間の活力をかりて行うべきかの検討を行った結果、株式会社ゼンリンが全国的に社会貢献事業の一環として行ってきた各地のガイドブックについては、見やすさを初め、公共施設を中心とした地図の掲載があるなど、全体としてすぐれていたものであることに加え、経費等の面においてもメリットがあると判断し、同社との協力により市民への情報を提供するものとしたところであります。

更に、議員から御指摘のありました市長名の文書についてであります。市の窓口案内や行政サービスの概要などの市民周知を民間企業が善意により実施するに当たり、ゼンリン側に全面的に任せてしまうことではなく、市としても資料提供等についても、責任を持って取り組んでいることをお知らせするため文書を送付したものであります。

しかしながら、お話にありましたように、今回、文書を送付したことで、本来市内の企業の皆様が自由に判断すべき広告の掲載の可否について、市が協力を強要、強制しているかのような誤解を生じたことについては反省をしなければならず、今後においては誤解を招くことのないよう、この協力のあり方について慎重に対応してまいりたいと考えております。

今回のガイドブックの作成を初め、今後さまざまな行政サービスにおいて、市民サービスの向上や財源確保の観点から、民間企業の持つノウハウについては積極的に取り入れるべきと考えており、市が発行する広報などの刊行物やごみ収集カレンダーなどへの有料広告の募集範囲の拡大についても、検討を進めているところであります。

これらの実施に当たりましては、ラブ士別・バイ士別の視点はもちろんのこと、費用対効果など総合的な視点でサービスの提供の手法や、そのことにより起こり得る結果などを十分に検

証し、よりよい市民サービスとなるように今後努めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 井上議員。

○13番（井上久嗣君） 再質問させていただきます。

私、質問の中でも言いました、今の副市長の答弁の中で、いわゆる市長名の文書に対するおわびというか部分がありました、それはそれとして、くどいようですけども、これ全国で展開して、乗る自治体、乗らない自治体いろいろありまして、それぞれ乗る、乗らないはそれぞれの判断かとは思いますが、ラブ士別・バイ士別の観点を今後考えるとおっしゃいましたけれども、であれば、ラブ士別・バイ士別推進協議会もありますし、そういったことも通して、こういったものを取り入れてみるのはいかがなものかという機会も場合によってはできたのではないかなと思います。

そうすると、場合によっては地元業者さんが同じような形で対応できるよという話も出たかもしれないんですけども、そういう意味では、ゼンリンさんが提案されるのは、民間企業として、それは営業努力の一環ですから、それはもちろんいいんですけども、非常に安易に乗ってしまったのではないかなという感じをされている事業者さん等も正直言ってたくさんあります。そういった部分について、本当に効率を考えればそれで最善の選択だったんだと言い切れるのかどうかということが1つと。

多分、これ3年ということですから、3年後またゼンリンさんから更新版を御提供いたしますよというお話が来ると思います。そのときは、それに対する対応はどういうふうにされるのでしょうか。

○議長（神田壽昭君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

今回、ゼンリンさんのほうからお話があったときに、私ども平成26年度のこれからの予算の策定に当たっても、これからマスタープラン中の事業の実施に当たっても、今のPFIの活用ですとか、いろいろ民間企業の資金、そして、その技術、能力を活用したいろいろな力を持って、市のですね、市民のための安全・安心のための、あるいはそのインフラ整備等々を進めていきたいということで、そういったことを各部各職員に徹底的に常に頭に置いてやれといったようなことをやっております。そのような中で、今回、ゼンリンさんからこういうお話があったということで、これは株式会社ゼンリンの費用を持ってやるというお話でありましたし、内容を見ても、地図の専門メーカーでありますし、わかりやすい表示等々ございますので、これは内容もいいということで、今回これを活用させていただこうということで、この実施に踏み切ったわけでありまして。

ただ、今、井上議員お話のとおり、ラブ士別・バイ士別の観点からいくと、これはゼンリンさんに頼むということではなく、市内企業にお頼みするといったようなことだったらどうかといったようなことなど、正直申し上げまして、その時点では、そういう判断に至らなかったと

いうことを今率直に反省をしておるところでありますし、市長名で出した文書についても、市が一緒になってやっているんだよということを企業側にお知らせをすることで広告を載せていただく、あるいはいろいろな情報提供をしていただくということで、1つは、安心感も持っていただくという思いもあったわけでありますけれども、結果的に、今ここに、手元にそのとき出した文書もございますけれども、それを読み返すと、協力を強制されておるなという感覚を持たれても、見方によってはそういったこともあり得るかなというふうなことも思っておりますので、ラブ・バイ士別の観点の持ち方、あるいは市の文書の出し方、そういった全てのものについて、いま一度検証して今回のことを反省に立って、今後の事業の展開に当たっていかなければならないという考えであります。

また、次回、3年後にというお話でありましたけれども、今回十分に検証して反省をした上で、どのような進め方がいいのかといったことは、これはラブ・バイ士別の観点に立った、そういった委員会等々にもお諮りしながら進めるということになるろうかと思えます。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 井上議員。

○13番（井上久嗣君） これ予算のかからないものですから、議会側に事前に御説明もなかったので、ぜひ予算がかからないといえども、各議員さんはそれぞれ市民の代表として来ていますので、事前に今後こういうことありましたら議会側にもぜひ御提案とか御説明もいただければというお願いも含めまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（神田壽昭君） まだ、一般質問が続いておりますが、ここで3時05分まで休憩いたします。

---

（午後 2時50分休憩）

（午後 3時05分再開）

---

○議長（神田壽昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番 出合孝司議員。

○7番（出合孝司君）（登壇） 2013年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をいたします。まず最初に、定年延長及び再任用制度についてであります。

皆さんも御承知のとおり、2014年4月から、年金の支給年齢が60歳から61歳に引き上げられます。その後も3年ごとに支給年齢が1歳ずつ引き上げられ、最終的には65歳からの年金支給となってまいります。民間企業では既に定年延長や一定の給与削減をしながらも継続雇用をするなどの対応をしていると聞いているところでございます。

そこで、市職員の場合についてお伺いをいたします。

士別市では、現在60歳定年と規定されており、何らかの対応をしなければ来年3月退職者は

最長で約1年間無年金状態となってしまいます。

私は、年金支給年齢まで退職年齢を引き上げるのが大原則と考えますが、現在の国の動向や市の財政状況、また、定年年齢を上げることにより、新規雇用の場を奪うなど、さまざまな問題もあることから、当面の経過措置として再任用制度を運用すべきと考えますが、市の考えをお伺いいたします。

本市の再任用制度は、年金制度改正に伴い平成14年に制度化され、その後、数年間運用されましたが、その後は現在まで凍結状態となり現在に至っております。この間、かなりの年数がたっており、運用された当時と現在では年金を取り巻く環境や経済状況が大きく変わってきていることから、新たな発想で、その運用に当たるべきと考えます。

そこで、今回の再任用制度の運用に当たり、賃金や一時金の支給、労働条件、職種など、現時点でどのような内容を考えているのか、その概要と労使交渉の進展にもよりますけれども、その決定の時期を教えてくださいたいと思います。

また、私は、この運用に当たり、1つの懸念があります。それは、きょうもここにたくさんおられますけれども、部長さんとか、次長さんとか、課長さん、いわゆる管理職と言われる人なんですけれども、そういう方たちの処遇なんでありまして。きのうまでは部長、次長、課長と言われていた人が、4月1日から再任用された場合、次の日から役職がなくなり、臨時や非常勤職員のような立場になった場合ですね、一般の職員には遠慮とかためらいが生じて仕事に支障を来すのではないかということでありまして。割り切れればいいのかもありませんけれども、なかなかその割り切りはできないのかなというふうに思っています。

そこで、新たな職種とか処遇を考えておられるのか、その辺があればお聞かせ願いたいと思います。

次に、臨時・非常勤職員の対応についてお伺いをいたします。

本市の臨時・非常勤職員の運用は65歳まで可能だというふうに私は理解しているのですが、それが全職種可能なかどうか。もし60歳までという職場があれば改めることが必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に、清掃職場の対応についてお伺いをします。

清掃職場の臨時職員については、65歳の雇用であると私は理解していたのですが、その内容を聞きますと、60歳になった時点で画一的に再任用、ちょっと臨時で再任用とおかしいと思うんですが、再任用の形をとり、雇用形態も通常勤務から週労働時間30時間以内の勤務となる、いわゆる第2種非常勤職員となり、賃金も大幅に減額され、職種も学田地区にある施設での軽作業となるというものでありました。

ごみの収集業務は、市民が生活する上で欠かせない重要な業務であり、その業務は、徒歩、乗車の繰り返しによりごみの収集をするということで体力も要し、また、ごみの中にはガラスの破片や刃物なども含まれることもあるため、非常に危険を伴う業務でございます。本来であれば、これらの業務に従事する人は、賃金や身分の確立されている職員が担うべきところを、



財政上のこともあり臨時職員の方々が担っていると私は考えています。

ごみの収集業務は確かに体力を要することから、60歳をめどとして軽作業へ転換することはある程度理解はしますけれども、体力には個人差がありますし、また、それに伴って賃金が大幅に減少するという事は、生活設計そのものが成り立たなくなってしまうと思います。来年から年金年齢が引き上がるということも考えますと、画一的な対応ではなく、個人の体力なども考慮しながら対応すべきというふうに考えますが、市のお考えをお答え願います。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 出合議員の御質問にお答えいたします。

年金制度の改正により、今年度以降の定年退職者からは年金の無支給期間が発生することから、雇用と年金の確実な接続を行うため、現在、来年度からの再任用制度の再開に向けた検討を進めているところです。出合議員からは、年金支給年齢まで退職年齢を引き上げるのが大原則であるとの御意見をいただきましたが、当初は国においても、人事院から定年延長の検討をするよう意見の申し出があり、政府内で協議を進めてきた経緯があります。しかしながら、定年延長は人件費の増加につながるなどの懸念があることや、多くの民間企業が再雇用を行っている状況を踏まえ、当面の措置として再任用制度の活用により、雇用と年金の接続を図ることになっています。

なお、国においては、年金支給開始年齢の段階的引き上げの時期ごとに、再任用制度の活用状況の検証結果や民間企業の状況などを勘案し、段階的な定年の引き上げについて、改めて検討を行うこととしています。本市においても、再任用制度は定年の引き上げが確立するまでの経過的な措置と考えており、今後の国や他自治体の動向に注視しながら対応していく考えであります。

そこで、現在検討中の再任用制度の概要についてであります。

これまでの経過として、今年度定年退職予定者の10人と面談を行い、現段階では、そのうち4人が再任用の希望をしている状況にあります。制度の再開に当たっては、他市の動向を参考に、本市の実態に即した制度とするための検討を進めてきたところであり、現時点において想定している内容について御説明いたします。

初めに、勤務形態についてですが、現職同様のフルタイム勤務とした場合、職員定数に算入となることから、新規職員の採用に影響を及ぼすことがないように、週30時間勤務を基本としているところですが、一部業種については、フルタイム勤務の導入も検討している状況にあります。

次に、身分と職種についてであります。

身分につきましては、出合議員から、これまで管理職であった者の役職がなくなることにより、職場環境や仕事への影響が出るのではないかと御意見もありましたが、現在の案では、管理職であった者を含め、再任用では一律担当職相当とし、一般事務職については、これまでの経験や知識を生かし、その時々行政課題を担当する専門員としての勤務を予定しています。

現業職については、原則同じ業務での勤務を予定しており、これまでの経験で得た知識や技術を生かすことで、市民サービスの向上や後輩職員の育成につながるものと考えています。

また、給与につきましては、国家公務員の再任用制度を参考に、給料月額是非役付である3級相当額を予定しており、その金額はフルタイム職で約26万円、週30時間勤務で約20万円となり、給料月額2.1カ月分の期末勤勉手当を含めた年間支給額は、フルタイム職で約360万円、週30時間勤務で約280万円を見込んでいます。また、その他手当としまして、通勤手当や実績に応じた時間外手当等の各種手当の支給を予定しているところです。更に、任用期間については、原則年金支給が始まる年度末までを計画しています。今後、12月中をめどに労使協議を行い、制度の確立を図っていく考えであります。

次に、臨時・非常勤職員の対応についてであります。

本市の臨時・非常勤職員制度は平成23年4月に改正を行い、職員の産前産後休暇等の代替職員や期限が決められた事業のために任用している嘱託職員など、一部の短期的任用職員以外は1年ごとの任用をし、任用更新時に所属長と勤務成績や健康面等についての面談を義務づけており、その結果、最長65歳の年度末まで任用が可能となっております。

特にお話がありました清掃職場の対応についてであります。じんかい収集業務に従事する職員については、作業内容が重労働であり相当な体力を要することから、担当部署において労働安全面に配慮し、61歳となる年度から最終処分場のリサイクル業務へ配置がえを行い、身分においてもフルタイムの嘱託職員から週30時間勤務の第2種非常勤職員に変更を行ってきたところです。このことについては、採用時や更新時の面談において担当部署から説明を行ってきた経緯がありますが、来年度からの年金受給年齢の引き上げにより、生活への影響等も考えられることから、現在、職員へのアンケート調査を行うなど、今後の職場体制について議論しているところであります。

今後における職場体制については、労働安全対策はもとより、時代の趨勢に合ったものとなるよう議論の経過を参考に引き続き検討してまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 出合議員。

○7番（出合孝司君） 1点だけ再質問させていただきたいと思います。

市長の答弁の中で、来年退職する一般職員の職種といいますか、待遇、専門員というような形で考えているということでありましたが、具体的にどのような専門員を考えているのか、もしわかれば答弁願いたいんですが。

○議長（神田壽昭君） 鈴木総務部長。

○総務部長（鈴木久典君） 私のほうからお答えをさせていただきますが、市長のほうから定年退職後の職種として専門員という形での任用ということであります。この専門員というのは、例えば、今年、市史編さんの業務に教育委員会に勤務していた職員が執筆者として、ここに任用をされていますけれども、そのときそのときの行政課題がいろいろあろうかというふうに思い

ますので、それに合った部署なり業務にこれまでの経験や知識を生かすという内容で再任用を考えることができるといふふうに考えています。

以上です。

○議長（神田壽昭君） 出合議員。

○7番（出合孝司君）（登壇） 2点目の質問は、バイオマス資源堆肥化施設についてであります。

まず最初に、堆肥化施設の稼働状況についてお伺いをします。

4月に稼働してから12月で約9カ月間経過しましたが、この間、受け入れした家庭系ごみ、事業系ごみ、下水汚泥など、受け入れ総数量はいかがほどだったか。また、計画に対してどうであったか、11月末時点の数値でお知らせ願います。

これまで受け入れた生ごみの中には異物の混入があったと聞きました。異物の混入は作業のおくれとなりますし、金属類が混入した場合には機械の故障の原因となります。今までどのような異物の混入があったのか。また、混入防止のためには市民の周知、啓発が必要と考えますが、そのお考えをお聞かせください。

次に、施設の稼働時間についてであります。

生ごみの搬入時間が午後4時過ぎとなるために施設の稼働時間は午後7時近くとなり、職員は恒常的な超過勤務状況となっていると聞きました。やむを得ないときは別として、通常時には勤務時間内の作業でなければならないと考えます。この解消のためには生ごみの収集時間を早くし搬入時間を早めるか、受け入れ体制を2交替制にするということが考えられますが、市としてはどのような対策をお考えかお答えください。

また、これから厳しい冬を迎えることとなりますが、豪雪悪路の状況により、ごみ収集車の到着遅滞や生ごみの凍結が考えられますが、これらの対応策について、現在考えている対策があればお聞かせ願いたいと思います。

次に、堆肥の無償配布による市民の反応と今後の堆肥の販売の考え方について伺います。

本年9月と11月に実施された堆肥の無償配布について、その取り組みの概要と市民の反応、受けとめかたはどうだったかお聞かせ願いたいと思います。

また、本事業の計画では、平成26年度から堆肥を販売するという事になっていたと思えますけれども、その取り組みに向けた関係機関との協議の進捗状況や、今後の展望についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、生ごみの収集体制についてであります。

本年から生ごみの分別収集を実施するに当たり、ごみ収集の効率化を図るため、生ごみと一般ごみを同時に収集できるダブルパッカー車を導入しましたが、その効果はどのくらいあったのでしょうか。

生ごみと一般ごみを分けて同時に収集できるため、非常に効率的に一見思うのですが、生ごみと一般ごみの量を比較しますと、圧倒的に一般ごみが多いために、生ごみの収集にはまだまだ余裕があるにもかかわらず、一般ごみを捨てるために学田のごみ捨て場に行き、戻ってきて

ごみを収集する。また、1台で同時に収集できるということは、通常のパッカー車に比べ一般ごみの収集力が少ないため、ごみ捨て場に行く回数が多くなるのではないかと考えてしまいます。私のような素人では別々に収集したほうが時間的に考えて効果的だと考えますが、いかがでしょうか。

導入されてから間もないことから、早急に効果を求めることは難しいと思いますが、現在までのダブルパッカー車の運行状況や今後の考え方、また、成果があったとすれば、その内容をお聞かせ願います。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 林経済部長。

○経済部長（林 浩二君）（登壇） 私から、バイオマス資源堆肥化施設の稼働状況と堆肥無償配布による市民の反応、今後の堆肥販売の考え方についてお答えいたします。

まず、施設の稼働状況についてであります。本年4月より朝日地区の家庭系生ごみとJAの野菜残渣、下水汚泥を受け入れ、7月からは事業系生ごみ、更に10月からは士別地区の家庭系生ごみを受け入れ、施設は本格稼働となっております。

そこで、4月から11月までの堆肥化施設での受け入れ量についてであります。

家庭系生ごみは205トンで、当初の受け入れ計画に比べ約76%、事業系生ごみは474トンで、計画比では約78%、野菜残渣は494トンで、計画比では約186%、下水汚泥は619トンで、計画比では約115%で、特に、野菜残渣については、当初JAからのアスパラとブロッコリー、タマネギの受け入れを計画しておりましたが、新たにカボチャも受け入れたことから計画より多くなっておりませんが、合計いたしますと1,792トンの受け入れで、計画比では約107%となり、ほぼ計画どおりの受け入れ状況にあります。

また、生ごみにおける異物の混入につきましては、小さなもので布巾やゴム手袋、プラスチック製の水切りネットなどがあり、大きなものでは鉄の棒や一辺が30センチのプラスチック製漬物だるの断片などがあり、これらが混入したときには機械を緊急停止し、異物除去に当たったところであります。異物の混入は機械の重大な故障を引き起こす原因となり、さらには堆肥の製造にも支障を及ぼすことから、市では市民の生ごみの分別に理解と協力を得るため、6月から9月まで、市民説明会を市内各地域で43回開催するとともに、分別事典の全戸配布、さらには市広報紙において分別をテーマに9月から11月まで3回掲載しており、また、異物の混入を防止するため、12月1日号で混入事例を具体的に紹介しながら、分別の再確認をお願いするなど、市民への周知、啓発に努めているところであります。

次に、施設の稼働時間についてであります。

10月から本格稼働となっておりますが、家庭系及び事業系生ごみの搬入時間は、午後2時30分から午後4時までに集中しており、その後の処理におおむね3時間ほどの時間を要することから、出合議員お話のように、時には午後7時ごろまでの処理作業となる日もあります。このような職員の超過勤務を少しでもなくすため、12月より本施設での勤務時間をこれまでの午前8時30分から午後5時15分までと、午前10時15分から午後7時までの2つのパターンの勤務体

制とし、職員の健康管理等に配慮したところであります。

次に、生ごみ収集車の到着遅滞や生ごみの凍結についてであります。

市の収集業務作業も次第になれてきたこともあり、現在、午後3時30分ごろまでには搬入されておりますが、事業系の生ごみはおおむね午後4時に入っており、今後降雪や路面状況によっては到着の遅滞が予想されますので、事業者に対して4時の搬入時間をなるべく厳守していただくよう協力を求めてまいりたいと考えております。

更に、今後生ごみの凍結も予想されることから、機械には熱線処理を講じておりますものの処理に支障を来す可能性もありますので、ごみ出しについては前日からではなく収集日当日に行うことと、水切りを徹底していただくよう、今後市広報紙やホームページなどで早急に周知し、市民の御理解と御協力を得ながら、堆肥化施設の円滑な運営に努めてまいります。

次に、9月と11月に実施した堆肥の無償配布についてであります。

堆肥化施設で製造した堆肥については、下水汚泥を原料とした普通肥料登録を8月26日に農林水産大臣から、また、生ごみ及び野菜残渣を原料とした特殊肥料登録を10月8日に北海道知事より受けたとらであります。一部農家が心配されていた水銀、ヒ素、カドミウム、鉛など6成分の重金属はいずれも許容値を大きく下回っている結果となっております。

この堆肥については、生ごみや下水汚泥などを原料とした製品を実際に利用してもらい理解を深めていただくため、市民を対象に、9月28日の学びと暮らしのフェスティバルの会場において、536名の方に普通肥料8.5キログラム入り袋2袋を、また、11月24日には堆肥化施設において、1人当たり100キログラムまでを約1,000の方に2種類の堆肥約100トンが無償で配布したところであります。

9月は午前10時から1時間かからずに終了し、11月は午前9時からの開始時間でありましたが、多くの市民が集まったことから、急遽開始時間を繰り上げて配布したところであります。いずれも市民の方々には大変好評で、9月の配布時にアンケート調査を行っており、今後、この堆肥を販売するとしたら、93%に当たる497人から積極的に利用したい、あるいは価格や品質によっては利用したいとの回答を得たところであります。更に、11月の配布時においても、多くの市民から、来年も有料であっても市民還元を実施してほしいとの声が寄せられたところでもあります。

次に、今後の堆肥の販売、もしくは活用についてであります。堆肥化施設で製造する2種類の堆肥のうち、生ごみ堆肥については、低炭素むらづくりモデル事業の目的であります農地への還元を基本としており、農地への施肥については、堆肥の性質や肥効性などの実績がないことから、今後施肥による栽培実証試験や土壌分析のモニタリングについて、農業改良普及センターや上川農業試験所の御指導もいただきながら検証に努め、その結果も周知していく中で堆肥の取り扱いに対する農業者の理解が得られるよう、引き続きJ A北ひびきとの協議を進めてまいります。

下水汚泥堆肥については、平成26年度から販売することを前提に検討しているところであり

ますが、一部はパークゴルフ場や街路花壇、公共施設などでの活用も考えております。販売方法としては、2種類とも小売店での袋詰め販売や堆肥化施設での直接販売、さらには定期販売会などを検討しておりますが、販売予定価格としては、トン当たりはJAのめぐみ野の堆肥を、袋詰めについては類似する製品価格を参考に、今後検討していく予定であります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 大崎市民部長。

○市民部長（大崎良夫君）（登壇） 私から、生ごみ収集体制にかかわって、分別パッカー車、通称ダブルパッカー車導入による効果についてお答えいたします。

分別パッカー車の導入につきましては、平成23年9月にロータリー式じんかい車の更新車両として新規に開発された2分別パッカー車1台を初めて導入し、本年10月からの生ごみ分別収集開始に向け9月に2台の分別パッカー車を導入したところです。現在の収集体制としましては、10月から士別市街地区を南、北、2地区に分割し、北地区は4ルートを分別パッカー車3台と通常パッカー車1台の計4台に作業員12名で、南地区は5ルートを分別パッカー車3台と通常のパッカー車2台の計5台に作業員15名体制で一般ごみ、生ごみの分別収集を行っております。

そこで、分別パッカー車の導入効果についてのお尋ねであります。生ごみ分別収集開始当初は、指定袋での排出や収集日の変更により、誤って排出される市民に対し説明などの対応を行いながら収集を行ったことや、時期的に刈り草や剪定枝など一般ごみが最も多く排出される状況でありましたが、各車両の収集途中における一般ごみの処分場搬入は、これまで1日1回程度で、現在、降雪期に入り一般ごみが減少していることから、途中搬入による時間的なロスはほとんどない状況であります。

また、これまでのじんかい車で生ごみと一般ごみをそれぞれ収集した場合、北地区は車両8台に作業員16名、南地区は車両10台に作業員20名の収集体制が必要となることが想定されるほか、容器の収集日においては、分別パッカー車1台で、瓶、缶、ペットボトルの収集が行われていることから、分別パッカー車を使用したことにより、人員、車両の効率化と、それに伴う燃料費などの経費削減が図られているところであります。

今後もじんかい車の更新時においては、2分別パッカー車の導入を進め、将来的な分別品目の追加や季節的なごみ量の増減に対し適切な収集運搬体制を組み、作業の効率化による収集時間の短縮及びリサイクル業務の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

○議長（神田壽昭君） 出合議員。

○7番（出合孝司君） これで質問を終わります。

---

○議長（神田壽昭君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦勞さまでした。

(午後 3時38分散会)